

**第 3 次西東京市障害者基本計画
第 7 期西東京市障害福祉計画
第 3 期西東京市障害児福祉計画**

素案

令和 5 年 12 月
西 東 京 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	4
1 計画策定の背景	4
2 計画期間	6
3 計画の対象	6
4 計画の策定プロセス	7
(1) 課題抽出のプロセス	7
第2章 西東京市の障害者をめぐる状況	8
1 人口・手帳所持者等の推移	8
(1) 人口	8
(2) 障害者手帳所持者等の人数	8
(3) 身体障害者手帳所持者数の年齢別の推移	9
(4) 愛の手帳所持者数の年齢別の推移	9
(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移	10
(6) 難病患者の推移	10
2 児童・生徒および教育機関の推移	11
(1) 特別支援教育を必要とする小学生の状況	11
(2) 特別支援教育を必要とする中学生の状況	13
(3) 特別支援学校に通う児童・生徒の状況	14
3 市内の障害福祉関連施設の推移	15
4 前計画の振り返り	16
(1) 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指す	16
(2) 障害のある人の社会参加を支援	17
(3) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進	18
(4) 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援の充実	19
(5) 相談支援体制の充実	20
第3章 計画の考え方	22
1 基本理念と計画の体系	22
(1) 基本理念	22
(2) 施策の体系	24
(3) 基本方針	26
第4章 西東京市障害者基本計画	32
1 基本的な考え	32
2 取り組む事業	32
基本方針1に関する事業	32
基本方針2に関する事業	42
基本方針3に関する事業	46

第5章 西東京市障害福祉計画	54
1 基本的な考え	54
2 国の基本指針に基づく指標	54
(1) 前期計画の目標の達成状況	54
(2) 本計画における成果目標・活動指標の設定	56
3 障害福祉サービスの見込み量と確保策	62
(1) 障害福祉サービスの体系	62
(2) 介護給付	63
(3) 訓練等給付	74
(4) 相談支援	83
4 地域生活支援事業の見込み量と確保策	86
(1) 地域生活支援事業の体系	86
(2) 必須事業	87
(3) 任意事業	94
第6章 西東京市障害児福祉計画	98
1 基本的な考え	98
2 国の基本指針に基づく指標	98
(1) 前期計画の目標の達成状況	98
(2) 本計画における成果目標の設定	99
3 障害児福祉サービスの見込み量と確保策	100
(1) 障害児福祉サービスの体系	100
(2) 障害児通所支援	101
(3) 相談支援	106
第7章 計画の着実な推進に向けて	107
1 計画の進捗状況のモニタリング	107
2 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの提供体制の整備	107
3 市民参加の推進	107
4 PDCA サイクルによる進捗管理	107
資料編	108
1 用語集	108

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、平成26(2014)年3月に、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成26(2014)年度から令和5(2023)年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。同計画は中間年である平成30(2018)年度に、計画の見直し(改定)を行い、障害のある人の本市における暮らしに関する総合的な施策を推進してきました。

また、令和3(2021)年3月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法の第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられる計画として、「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。同計画は3年に1度の見直し(改訂)が法律によって定められ、障害のある人に必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の福祉サービスの適切な見込み量を定め、提供体制の確保に努めてきました。

この度、「西東京市障害者基本計画」と「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」が同時期に計画期間が満了することに伴い、これまでの本市における障害福祉の取組の総合的な評価を踏まえ、不足している障害福祉サービスや支援の拡充・強化を図り、障害のある人やその保護者・介助者に対して、乳幼児期から高齢期に至る、生涯にわたる切れ目のない障害福祉サービスや地域生活への支えを提供するための、「第3次西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」を策定しました。



近年の障害福祉をめぐる主な制度等の改正は次の通りです。

平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的・精神の3障害のサービスが一元化 ・障害程度区分の導入 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の障害福祉サービスの提供体制の基本的な仕組みが構築された ・サービスの提供主体が市町村に一任され、「市町村障害福祉計画」がスタート ・障害のある人の「自立した生活」に向けた支援が主目的 		
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 署名 (批准は平成26年) ・障害者の市民的・政治的権利、アクセシビリティの確保、教育・労働・雇用等を保障 ・障害に基づく差別を禁止 等 			
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性」 閣議決定 ・障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現の明記 			
平成23～24年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法等の改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を支援対象として明確化 ・グループホームの利用助成 ・応能負担原則への見直し ・支給決定プロセスの見直し 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を明記 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の「自立した生活」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を重視した生活の実現にむけた支援へと変化 ・給付サービスに加えて、地域支援事業による総合的な支援の充実が明記される ・障害のある人の対象が広がり、「難病患者」が支援対象となる 	
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者を支援対象として明確化 ・ケアホームとグループホームの統合 ・地域生活支援事業の追加 ・重度訪問介護の範囲拡大 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3次障害者基本計画」 閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・5箇年計画に変更 ・基本原則の見直し ・安心・安全、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮 等 		
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 批准 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者差別解消法」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的扱いの禁止 ・合理的配慮の提供義務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現にむけた法整備が充実 ・「合理的配慮」等の障害のある人の権利擁護の推進 ・医ケア児や発達障害等の障害に関する対象、理解の拡大 	
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ●「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを要する障害児への適切な支援体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「発達障害者支援法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の定義の改正と理解促進 ・発達障害者への切れ目のない支援体制 等 		
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ●「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの新設(就労定着支援など) ・精神障害に対応した地域包括ケアの構築 ・地域生活支援拠点等の整備 ・障害児サービスの提供体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4次障害者基本計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の権利擁護の推進 ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・障害特性に配慮したきめ細かい支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童や医療的ケアの必要な児童に対する福祉サービスの提供体制の充実 ・地域生活への定着に向けた新規サービスの拡充 	
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」の対象疾病の拡大(第5次) <ul style="list-style-type: none"> ・359疾病→361疾病 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある就労者の法定雇用率への算定基礎に加算 		
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ●「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等及び地域生活支援拠点の充実 ・人材の確保に向けた研修、周知広報等の拡充 ・成果指標の達成に向けた活動指標の設定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・所定労働時間が週10～20時間の障害者を雇用する事業主への給付制度 ・優良事業所の認定制度 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年施行)に基づく施策の充実 ・福祉・防災関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保、障害のあるこどもに対する支援の充実 ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備、病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 令和3年施行) 	
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法の改正」 施行予定(令和6年) <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・多様な就労ニーズに対する支援や質の向上 ・精神障害、難病患者への支援の充実 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第5次障害者基本計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の障害特性に配慮した支援 ・自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ・情報アクセシビリティの向上 等 		
令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の質の向上の為の事業主の責務明確化 ・在宅就業支援団体の登録要件の緩和 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しの主なポイント」 <ul style="list-style-type: none"> ●入所等から地域生活への移行、継続の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築 ●福祉施設から一般就労への移行等 ●障害児のサービス提供体制の医計画的な構築 <ul style="list-style-type: none"> ・医ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者等支援の一層の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・バリエーション等プログラムの実施養成推進 ●地域における相談支援体制の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設 ●障害者等に対する虐待の防止 ●「地域共生社会」の実現に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による包括的な支援体制の構築 ●障害福祉サービスの質の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉人材の確保・定着 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による負担軽減 ●地域ニーズを踏まえた福祉計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ●情報の取得利用・意思疎通の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成 ●障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
令和8年				

2 計画期間

本計画の計画期間は、「第3次西東京市障害者基本計画」を令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間を計画期間とし、「第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」を令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間としています。

	令和												
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
基本計画	第2次（後期）			第3次（前期）					第3次（後期）				
地域福祉計画	第4期			第5期					第6期				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第8期			第9期			第10期		第11期				
障害者基本計画	（後期）			第3次（前期）					第3次（後期）				
西東京市 障害福祉計画	第6期			第7期			第8期		第9期				
西東京市 障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期		第5期				
子育て・子育て ワイワイプラン	第2期（後期）			第3期（前期）					第3期（後期）				

西東京市版地域包括ケアシステムの完成

3 計画の対象

本市では、これまでも障害者手帳所持者や障害福祉サービス対象者に限らず、障害や発達に心配がある人やその家族等も支援の対象としてきました。

近年の障害者総合支援法の改正に伴う、対象となる難病の拡大、発達障害や高次脳機能障害への支援、医療的ケアを必要とする人や子どもへの支援等の必要性に加え、市民の生活環境の多様化・複雑化していることに加え、令和2年から数年間にわたる新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した状態（以下「コロナ禍」という。）は、それまでの経済活動や生活様式を大きく変えました。ほかの感染症の感染拡大が発生するなどした際には、福祉的な支援の必要性が高まることも考えられることから、新型コロナウイルス感染症によって生じた福祉的な課題を関係者間で共有すると共に、コロナ禍をきっかけとし、新しい生活様式として広がったオンラインツールを活用していくことが期待されています。

障害福祉サービスの利用の状況に着目するだけでなく、社会的障壁によって日常生活に生きづらさを感じている市民の不安や不満を解消することを目的に、障害福祉施策を推進していきます。

※本計画では、特に分けて記載しない限り、障害のある人には、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害※を含む。）その他の心身の機能の障害（以下、「障害」と総称する。）のある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。なお、発達障害には発達障害の特性がいくつか見られるものの、診断基準をすべて満たしているわけではなく、確定診断ができない状態を含みます。

4 計画の策定プロセス

(1) 課題抽出のプロセス

本計画の策定に当たっては、施策の評価による点検とアンケート調査やヒアリング調査による市民や支援者、障害福祉サービス事業者等の意見を踏まえつつ、有識者・支援者及び市民等で構成される西東京市地域自立支援協議会計画策定部会において、障害者施策の課題を整理しました。

1) 計画の進捗評価

前計画に位置付けられた事業・取組について、施策の達成状況等を確認しました。

評価の実施状況

評価方法

担当課による評価

評価指標：A から E までの 5 段階評価

A：施策内容に対して目的を達成できている

D：課題の把握までで検討・立案に至っていない

B：改善の余地はあるが、概ね具体化できている

E：未着手

C：事業の検討・立案までで具体化できていない

2) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

障害のある人やその保護者の生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や今後の利用意向、利用上の問題を把握することを目的に、市民を対象としたアンケート調査と、当事者・家族団体や障害福祉サービス事業者を対象としたヒアリング調査を行いました。

3) 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会における審議

西東京市地域自立支援協議会計画策定部会において、基礎情報の整理及びニーズ調査の設計を行った後、前計画の事業評価とニーズ調査の結果分析を実施し、障害者施策における課題整理を行いました。

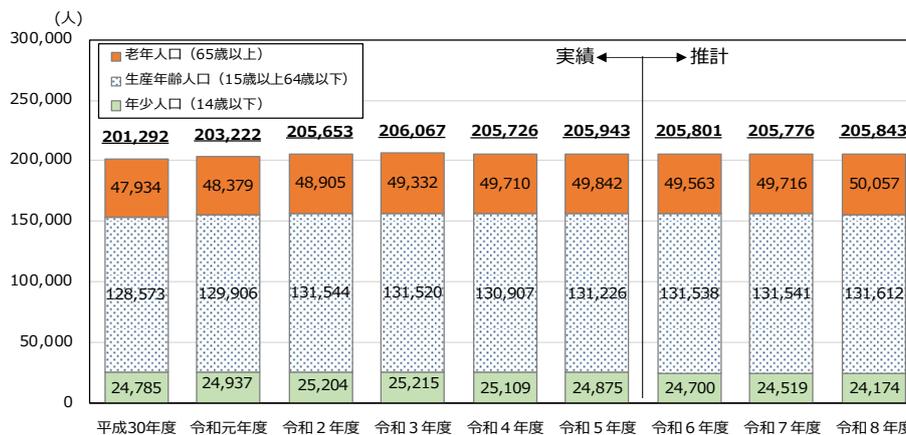
第2章 西東京市の障害者をめぐる状況

1 人口・手帳所持者等の推移

(1) 人口

本市の総人口は令和2（2020）年度に20.5万人を超えて以降、現在まで20.5万人前後を推移しています。この傾向は今後も継続することが予想されており、令和8（2026）年度の推計人口は205,843人となっています。

また年齢階層別にみると、65歳以上の老年人口は増加傾向、14歳以下の年少人口は減少傾向が続くと推計しています。



出典：西東京市住民基本台帳人口（各年度3月末時点）

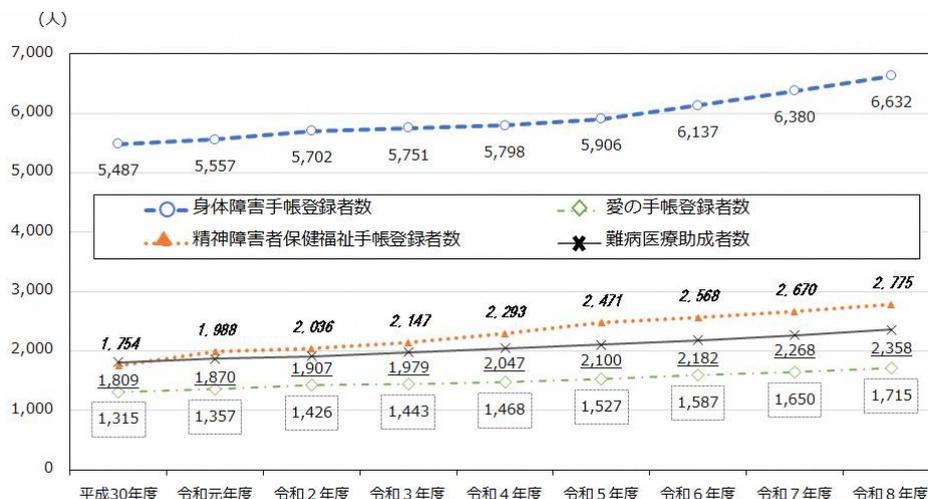
および、令和5年度以降は西東京市人口推計調査報告書（令和4年11月）

(2) 障害者手帳所持者等の人数

本市の障害者手帳所持者等の人数は、手帳等の種別を問わず増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数は令和4（2022）年度末時点で5,798人と最も多いものの、近年は精神障害者保健福祉手帳所持者数が大幅に増加しています。

総人口はここ数年横ばいとなっていますが、障害者手帳所持者等は増加傾向にあるため、今後も手帳所持者数等は増加していくことを見込んでいます。



出典：事務報告書より

(3) 身体障害者手帳所持者数の年齢別の推移

身体障害者手帳所持者数は、18歳以上の人が増加傾向にあり、令和4（2022）年度時点で5,687人に対し、18歳未満の人は大きな増減はなく、令和4（2022）年度時点で111人となっています。

また、「平成28年度生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者実態調査）」では、年齢階級別の対前回比をみると65歳以上の増加が顕著であるとされており、身体障害者の高齢化に注視が必要な状況にあります。

（上段：人数、下段：構成比）

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
18歳未満	125 (2.3%)	123 (2.2%)	123 (2.2%)	114 (2.0%)	111 (1.9%)
18歳以上	5,362 (97.7%)	5,434 (97.8%)	5,579 (97.8%)	5,637 (98.0%)	5,687 (98.1%)

出典：事務報告書より

(4) 愛の手帳所持者数の年齢別の推移

愛の手帳所持者数は、18歳以上の人が増加傾向にあり、令和4（2022）年度時点で1,169人に対し、18歳未満の人は大きな増減はなく、令和4（2022）年度時点で299人となっています。

（上段：人数、下段：構成比）

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
18歳未満	290 (22.1%)	296 (21.8%)	321 (22.5%)	319 (22.1%)	299 (20.4%)
18歳以上	1,025 (77.9%)	1,061 (78.2%)	1,105 (77.5%)	1,124 (77.9%)	1,169 (79.6%)

出典：事務報告書より

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、18歳未満、18歳以上の双方で増加傾向にあり、18歳未満は令和4年(2022)度に77人、18歳以上は2,216人となっており、平成30(2018)年度からの4年間で18歳未満は約1.8倍、18歳以上は約1.3倍となっています。

(上段：人数、下段：構成比)

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
18歳未満	42 (2.4%)	63 (3.2%)	54 (2.7%)	64 (3.0%)	77 (3.4%)
18歳以上	1,712 (97.6%)	1,925 (96.8%)	1,982 (97.3%)	2,083 (97.0%)	2,216 (96.6%)

出典：事務報告書より

(6) 難病患者の推移

難病患者の人数は、経年で1,800人前後を推移しています。

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
人数	1,809	1,870	1,779	1,809	1,870

出典：事務報告書より

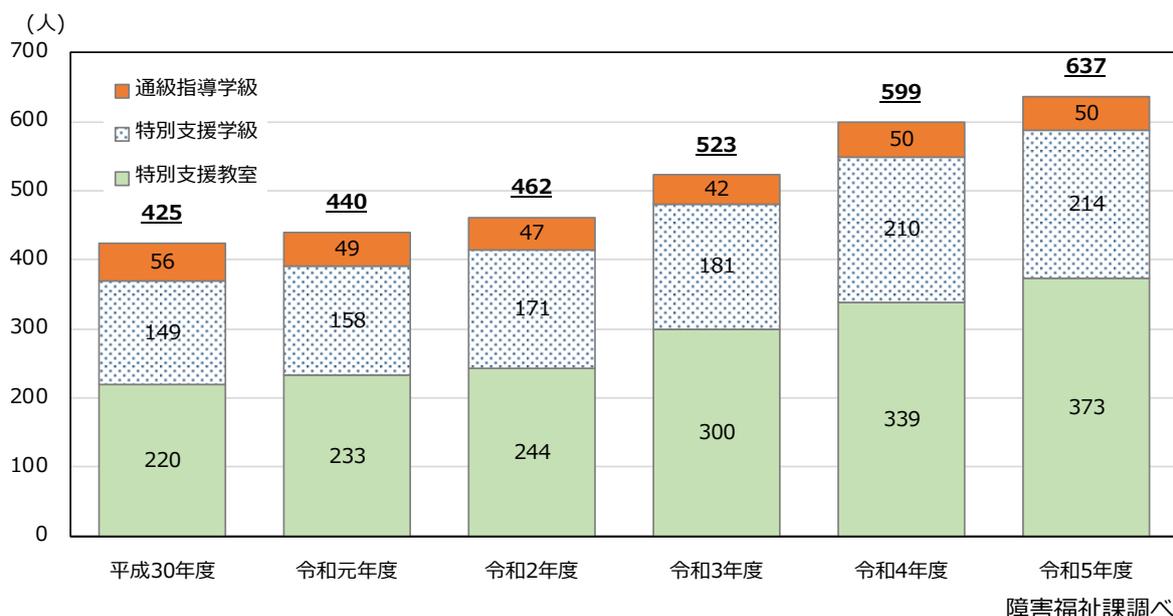
2 児童・生徒および教育機関の推移

(1) 特別支援教育を必要とする小学生の状況

市立小学校における特別支援教育を受けている小学生の児童数は、令和5年度に637人となっており、5年前の平成30年度から212人増加（約1.5倍）となっています。

特別支援教育の内容でみると、通級指導学級を利用している児童は平成29年度以降50人前後で推移しているものの、特別支援学級と特別支援教室を利用している児童は増加傾向にあります。

＜ 市立小学校（特別支援学級等）に通う児童数の推移 ＞



＜ 市立小学校（特別支援学級等）別の児童の状況（令和5年5月時点） ＞

	特別支援教室			特別支援学級※		通級指導学級	
	児童数 (人)	L教室 (人)	S教室 (人)	児童数 (人)	学級 (学級数)	児童数 (人)	学級 (学級数)
合計	373	84	289	214	29	50	4
田無小学校	17	6	11	78	10	—	—
保谷小学校	16	4	12	—	—	25	2
保谷第一小学校	22	3	19	—	—	—	—
保谷第二小学校	27	7	20	—	—	—	—
谷戸小学校	27	6	21	—	—	—	—
東伏見小学校	10	2	8	—	—	—	—
中原小学校	21	5	16	54	7	—	—
向台小学校	16	3	13	—	—	—	—
碧山小学校	21	6	15	—	—	—	—
芝久保小学校	16	5	11	—	—	25	2
栄小学校	34	3	31	—	—	—	—
谷戸第二小学校	18	3	15	—	—	—	—
東小学校	9	3	6	41	6	—	—
柳沢小学校	23	3	20	41	6	—	—
上向台小学校	24	10	14	—	—	—	—
本町小学校	16	2	14	—	—	—	—
住吉小学校	12	5	7	—	—	—	—
けやき小学校	44	8	36	—	—	—	—

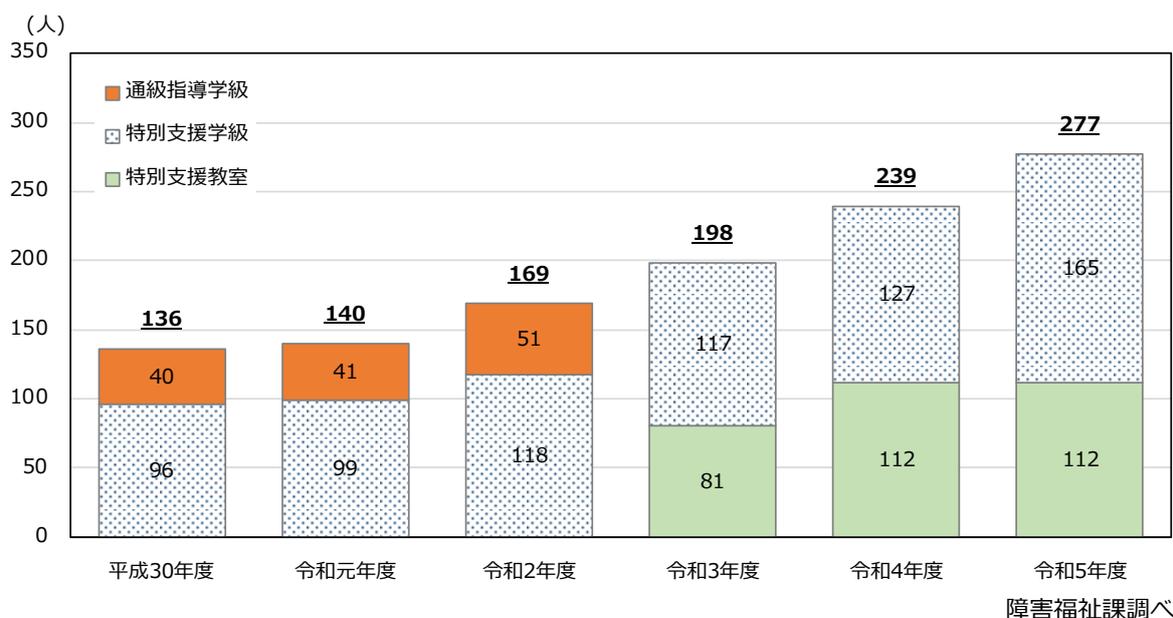
障害福祉課調べ

(2) 特別支援教育を必要とする中学生の状況

市立中学校における特別支援教育を受けている中学生の生徒数は、令和5年度に277人となっており、5年前の平成30年度から141人増加（約2.0倍）となっています。

なお、中学校での通級指導学級は、令和3年度から特別支援教室へ移行しています。

< 市立中学校（特別支援学級等）に通う生徒数の推移 >



< 市立中学校（特別支援学級等）別の生徒の状況（令和5年5月時点） >

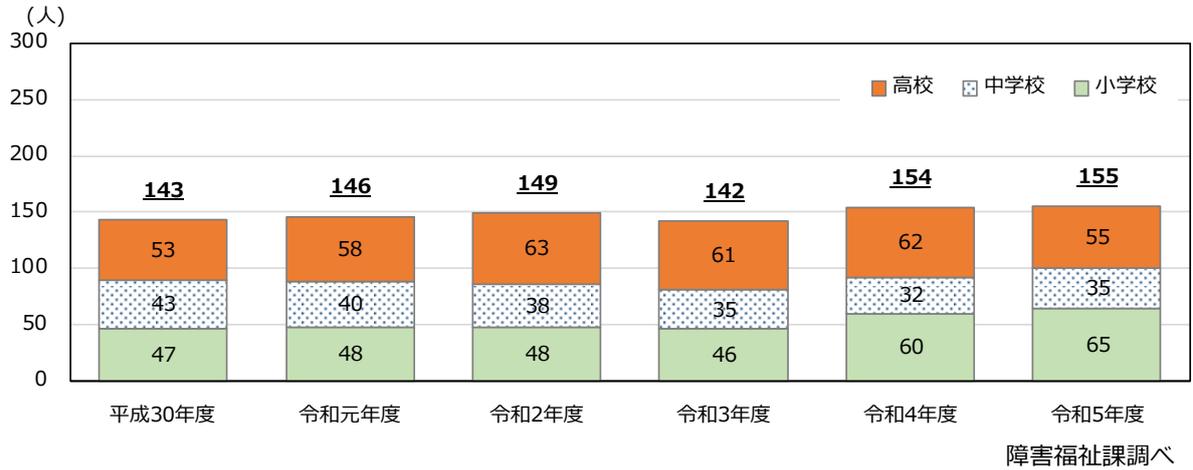
	特別支援教室			特別支援学級	
	生徒数 (人)	L教室 (人)	S教室 (人)	生徒数 (人)	学級 (学級数)
合計	112	66	46	165	24
田無第一中学校	10	10	0	44	6
保谷中学校	20	12	8	53	8
田無第二中学校	17	8	9	—	—
ひばりが丘中学校	9	3	6	40	6
田無第三中学校	7	5	2	—	—
青嵐中学校	10	4	6	28	4
柳沢中学校	10	5	5	—	—
田無第四中学校	16	11	5	—	—
明保中学校	13	8	5	—	—

障害福祉課調べ

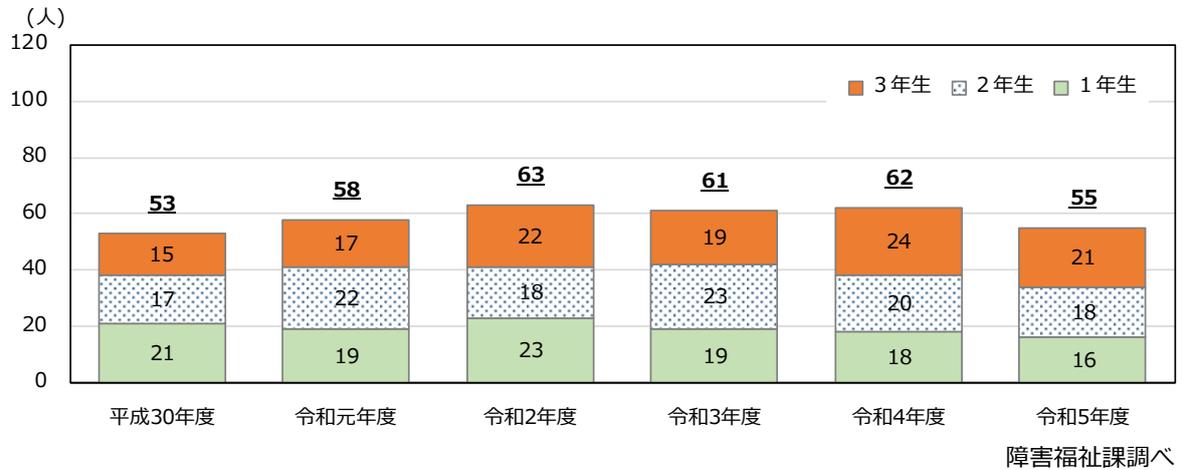
(3) 特別支援学校に通う児童・生徒の状況

学区の特別支援学校に通う児童・生徒数は、令和5年5月1日時点で155人となっており、小学校が65人、中学校が35人、高等学校が55人となっています。

< 特別支援学校に通う小中高生の推移 >



< 特別支援学校に通う高校生の学年別の推移 >



3 市内の障害福祉関連施設の推移

市内の障害福祉関連施設等の事業所数は以下のとおりです。

＜ 市内の障害福祉施設の推移 ＞ (事業所数) 各年度4月1日時点

		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
介護給付	居宅介護	30	26	24	24	24	23
	重度訪問介護	25	20	19	19	19	18
	同行援護	10	7	6	6	5	5
	行動援護	4	3	4	4	5	5
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	短期入所	3	3	4	4	5	5
	療養介護	0	0	0	0	0	0
	生活介護	6	7	7	8	10	10
	施設入所支援	1	1	1	1	1	1
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	1	1	1	1	1	1
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	1	3	3	3	3	3
	就労継続支援（A型）	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援（B型）	9	9	11	11	12	13
	就労定着支援	1	1	2	2	2	2
	自立生活援助	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	15	15	16	16	20	22
障害児通所支援	児童発達支援	2	3	3	4	7	10
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	17	16	17	17	19	21
	保育所等訪問支援	0	0	0	1	3	3
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	多機能型	1	2	2	2	8	10
相談支援	地域移行支援	4	3	6	5	5	5
	地域定着支援	3	2	5	4	4	4
	計画相談支援	15	14	15	16	15	15
	障害児相談支援	9	9	10	11	11	11
その他	基幹相談支援センター	1	1	1	2	2	2
	地域活動支援センター	3	3	3	3	3	3
	児童発達支援センター	0	0	0	0	1	1

障害福祉課調べ

4 前計画の振り返り

前計画の後半5年間の進捗状況及び、アンケート調査・ヒアリング調査や、各種統計データにより把握された課題等について、前計画で設定した5つの「重点推進項目」ごとに示しています。

(1) 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指す

障害のある人もない人も、学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う、「共生社会」の実現を目指すため、日常生活や様々な機会を通じて、地域住民の障害や障害のある人への理解や、その合理的配慮に関する理解、啓発活動を行ってきました。

項目		課題の整理
アンケート・ヒアリング調査の整理	差別等の経験	<ul style="list-style-type: none"> ・差別等を受けた障害のある人は32.9%（令和4（2022）年度）であり、令和元年度の31.6%から大きな変化はみられませんでした。 ・障害のある子どもでは54.1%（令和4（2022）年度）であり、令和元（2019）年度の71.0%から減少しています。
	理解促進事業の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者サポーター養成講座の障害のある人における認知度は15.6%（令和4（2022）年度）であり、令和元（2019）年度の18.5%から大きな変化はみられませんでした。 ・ヘルプマークの認知度も同様に、42.8%（令和4（2022）年度）であり、令和元（2019）年度の40.2%から大きな変化はみられませんでした。
	権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の障害のある人における認知度は54.3%でした。 ・ただし、生活が困窮している人ほど、認知度は低くなる傾向がみられました。 ・成年後見制度を利用する理由としては、「預貯金などの管理・解約」が最も多くなっています。
取り組むべき課題		<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とした差別については、改善傾向にあるものの、依然として高い数値となっており、具体的な対応が必要です。 ・地域に対する網羅的な周知啓発に加えて、短期的な成果を見通せる具体的な取組についても検討と実施が求められます。

(2) 障害のある人の社会参加を支援

コロナ禍により、外出自粛やマスク着用、人との距離の確保が求められるなど、平時から外出や社会参加に困難を抱える障害のある人にとって、社会参加を進めるには難しい状況が数年続きました。

さまざまなイベントや講座等が中止となる中、本市では障害のある人が参加できるイベントを別途設けるなどの対応を行うことで、社会参加の機会を確保してきました。

項目		課題の整理
アンケート・ヒアリング調査の整理	居心地の良い場所の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市に「居心地の良い場所」がある人は、障害のある人で 16.2%（令和 4（2022）年度）であり、令和元（2019）年度の 17.0%から大きな変化はみられませんでした。 ・一方で障害のある子どもでは、36.1%（令和 4（2022）年度）であり、令和元（2019）年度の 26.6%から増加しています。 ・具体的な場所として、障害福祉施設、家族・親戚の家、公共施設、公園が「居心地の良い場所」となっています。
	余暇活動	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味や楽しみがある人は、障害のある人で 66.4%、障害のある子どもで 84.4%となっています。 ・西東京市が実施している障害者スポーツ支援事業、かわうそ水泳教室、ENJOY ニュースポーツともに「知らない」が半数以上を占めています。 ・余暇支援として、気軽な会話や趣味を楽しめる場や、障害のある子どもを対象としたスポーツ教室や運動療育の機会が不足しています。
	就労状況	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の就労率は、29.4%（令和 4 年度）であり、令和元年度の 28.5%から大きな変化はみられませんでした。 ・就労している人の雇用体系は多様化しており、正規雇用が 34.2%、非正規雇用が 27.3%、福祉的就労は 17.3%となっています。 ・障害のある人が就労するために必要なことは「理解のある同僚や上司」が最も多くなっています。
取り組むべき課題		<ul style="list-style-type: none"> ・趣味や楽しみを安心して満喫できる環境づくりが必要です。 ・市の施策の周知の充実とともに、活動できる場所の確保や周知についても並行して進めることが必要です。 ・福祉的就労をしたい人や必要な人、一般就労に向けた準備をしたい人など、利用者によって様々な就労ニーズに対応できるサービス提供体制が必要です。

(3) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が住み慣れた地域で、いつまでも心身共に健康で、安心して暮らし続けていくために、住まいの確保は最重要であるとの考え方にに基づき、グループホームの設置、開設に向けた取組を進めてきました。

項目		課題の整理
アンケート・ヒアリング調査の整理	障害福祉施策の満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市の障害福祉策に満足している人は、障害のある人で 24.0%（令和4（2022）年度）であり、令和元（2019）年度の 23.4%から大きな変化はみられませんでした。 ・障害のある子どもでは、18.9%（令和4（2022）年度）であり、令和元（2019）年度の 16.4%から大きな変化はみられませんでした。
	今後の暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・5年後の暮らし方の意向では、「家族と在宅で暮らしたい」が 37.1%、「グループホーム」が 5.4%、「施設」が 4.1%と、地域生活を希望する人が多くなっています。 ・グループホームでは、精神障害のある人や高次脳機能障害のある人のニーズが増えており、利用者の高齢化・重度化に対応できる日中支援型グループホームのニーズが増えていきます。
	災害対策 防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や避難に関する生活情報の入手状況について、障害者では「できていない」は 52.0%、障害児では 66.4%となっています。 ・災害時における不安なこととして、「避難所の場所が分からない」「障害の特性上、避難所にいることが困難」が多くなっています。 ・防災訓練など、障害者が参加し、避難する時に障害のある人に対して、どのような配慮が必要かを理解する機会を求める声があります。
取り組むべき課題		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の意向が高い反面、ニーズが多様化していて対応が不足している可能性があります。 ・地域生活を希望する障害のある人の生活拠点の確保を、多様なニーズに対応できるようにバランスよく進めることが必要です。 ・災害時など、緊急時の対応について、市全体の取組として進めていくことが必要です。

(4) 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援の充実

障害のある人やその家族に対し、どの世代においても障害や世代に応じた必要な支援が受けられるように、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築を進めてきました。

障害のある子どもへの支援については、これまでに推進してきた、「早期発見・早期療育」を中心とした各種支援策を継続的に実施してきました。

障害のある人が 65 歳を迎えるときは、原則として介護保険に移行することとされていますが、西東京市では一人ひとりの実情に合わせ、御相談に応じ、介護保険だけでは不足する適切な支援やサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスと介護保険制度の調整を図ってきました。

項目		課題の整理
アンケート・ヒアリング調査の整理	就学前の 子どもの 療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援や保育所、幼稚園と併用して、児童発達支援を利用するニーズが増加しています。 ・児童発達支援センターひいらぎでの未就学児へ言語療法等の療育支援の要望が多くなっています。 ・幼稚園や保育園に通う診断名がつかない子どもの為、児童発達支援センターひいらぎが実施する各事業の受入枠拡充の要望が多くなっています。
	学校生活での 困りごと	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児調査における学校生活の困りごとは「通うための付き添いの負担が大きい」が多くなっています。 ・特別支援学級への通学が高学年になるとスクールバスが利用できず、保護者の就労に負担をかけている状況があります。 ・特別支援教育利用者調査における学校生活の困りごとは「周りとのコミュニケーションがうまくいかない」「授業についていけない」が多くなっています。 ・小学生年齢の特別支援学校や支援学級において増加している児童数に対して、職員配置や教室数などの受け入れ態勢への要望が多くなっています。 ・通常学級における医療的ケアが必要な子どもの学習に向けて、受入環境整備の要望があります。
	放課後等の 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスの事業所は新規開設がされていますが、希望する事業所への受入は難しい状況です。 ・共働き世帯の増加により、就労時間に見合った利用ニーズが増加しています。 ・診断名がつかない子どもの利用ニーズが増加しています。 ・運動能力や社会性などのスキルを身に着けるプログラムなどの療育的支援ニーズが増加しています。
取り組むべき課題		<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援、放課後等デイサービスは、近隣市と比較しても平均的な提供体制となっていますが、依然として利用者のニーズは高く、更なる受入枠の拡充が求められています。 ・一方で、療育の必要な子どもの状態像が多様化しており、診断名がつかない子どもや、医療的ケア児を含めた対応が求められています。

(5) 相談支援体制の充実

西東京市では、「基幹相談支援センター」を市役所障害福祉課に加えて、「基幹相談支援センター・えぽっく」に設置し、中核的な役割を担うワンストップ型の相談窓口体制を充実させてきました。

各相談機関においては、相互に連携した上で個別の事例に対応していくことが重要であるとの認識の下、関係する相談機関が参加してのケース会議の開催等による情報の共有を図りました。また、特に子どもや学齢期の児童への対応の充実のため、部署横断的な情報共有の場の設置や、各学校での「教育支援システム」の活用による情報連携など、切れ目のない相談支援体制の構築に努めてきました。

項目		課題の整理
アンケート・ヒアリング調査の整理	相談相手の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族以外の相談相手がない人は、障害のある人で 26.6%（令和 4（2022）年度）であり、令和元（2019）年度の 24.7%から大きな変化はみられませんでした。 ・ 障害のある子どもでも、13.1%（令和 4（2022）年度）であり、令和元（2019）年度の 10.9%から大きな変化はみられませんでした。
	相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所、相談支援専門員が不足しています。 ・ 未就学児や学齢期のセルフプラン率が高くなっています。 ・ 基幹相談支援センターの機能や役割について、利用者や障害福祉サービス提供事業所の認知が低くなっています。
	相互連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会を中心とした課題解決の方法を検討する仕組が求められています。
取り組むべき課題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談、障害児相談支援ともに、近隣市に比べて事業所数が少なく、提供体制が不足している可能性があります。 ・ 市役所の窓口対応等への不満や、ワンストップ型の相談窓口の要望が強く、相談支援体制への質の向上が求められています。 ・ しかし、相談支援事業所での有資格者の確保・定着に課題があり、相談の質を担保・向上させる取組や支援が求められます。

第3章 計画の考え方

1 基本理念と計画の体系

「第3次西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」では、「基本理念」及び3つの「基本方針」、12の「施策の方向性」を、3つの計画に共通する一体的な理念等として、誰にでも伝わるよう、やさしい言葉で定めます。

(1) 基本理念

**あなたも私も ともに自分らしく
ありたい自分でいられる 共生のまち西東京**

西東京市に住まうすべての市民は、障害のある・なしによって分け隔てられることなく、すべての人がお互いに人格や個性を尊重しあいながら、ともに生きていける社会になることを希望しています。なぜなら、障害のある・なしに関わらず、等しくひとりの人間として、同じ尊厳をもって生まれてきた存在だからです。

私たちは、障害のある人が日常生活や社会生活を営むにあたっての障壁（バリア）となるようなあらゆる事柄、制度、慣習、考え方を取り除く努力を続けてきましたが、残念ながらこれらの障壁はまだ存在しています。それでも私たちは今後も諦めることなく、これらすべての障壁を取り除いていく努力を続けていきます。なぜなら、障害のある人の障壁を取り除くことは、障害のある人だけでなく、そのご家族、そして障害がない人にとっても、生涯に渡って生きやすい環境を作り出すことに他ならないからです。

しかし、生活環境が整うだけでは、人の心は十分に満たされるものではありません。障害のない人と同様に、障害のある人やその家族も、ありたい自分であること、やってみたくらいことにチャレンジする自由、そして同時にやりたくないことを強要されない自由があるのです。

やってみたく、努力したい、行ってみたい、誰かを助けたい等という自分の気持ちが尊重され、挑戦する機会が障害のある人にも障害のない人にも公正に存在するとともに、それを支援する環境が求められます。自分一人だけでなく、周囲の誰もがありたい自分を追求できる西東京市を目指していきます。

あなたも私も

- ・障害のある人、難病のある人、未だ病識のない人、介護する家族等（ケアラー）、障害のない人など、誰であっても、分け隔てられることがなく尊重される大切な存在です。
- ・また尊重される大切な存在は、自分だけではなく、他者も同様であることも表しています。

ともに

- ・西東京市のまちづくりに関わる様々な主体が、手を携え、支え合っている様子を表しています。
- ・個の想いや力だけでなく、それぞれが立場や経験を活かし、協働し、支え合うことでより多様化・複雑化する課題に対応していきます。

自分らしく

- ・自分らしさとは、かけがえのない自分のことであり、尊厳とも言い換えることができます。
- ・障害のある人や、介護する家族などが、障害があることをもって差別されたり、自由な意思決定や行動を妨げられることがあってはなりません。

ありたい自分で いられる

- ・学ぶこと、働くこと、地域の様々な活動に参加すること、またはしないことは、障害の有無で区別されることはありません。
- ・障害のある人も、地域の中で、ときには支援を受けながら、能力と意欲を発揮し、自己実現を図ることができる社会が求められます。

共生のまち 西東京

- ・私たちが望む地域共生社会とは、障害の有無や、病気の有無によって、支え手側と受け手側に分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会です。
- ・障害の有無に関わらず、地域の一員として様々な役割や責任をそれぞれの能力の範囲で果たしながら暮らすことは、自然なあり方です。
- ・一人ひとりが地域で起きる問題を「自分ごと」として捉え、行政・事業者・関係機関・市民等、地域のみんなで解決し、適切な支援につながっていく社会を作ります。

(2) 施策の体系

基本理念 あなたも私も ともに自分らしく ありたい自分でいられる 共生のまち西東京

基本方針1 障害のある人の自立した生活を支えます。

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| (1) 相談支援・ネットワーク | 相談しやすく使いやすい窓口の整備と、相談機関相互の連携を強化します。 |
| (2) 生活支援 | 障害のある人が、必要なサービスや医療を受けられる体制を構築します。 |
| (3) 居住支援 | グループホーム等の住まいの確保や、過ごしやすい住環境を整えます。 |
| (4) 情報・コミュニケーション | 障害特性に配慮した情報の取得利用がしやすい環境作りに努めます。 |
| (5) 子どもへの療育支援 | 障害や発達に遅れのある子どもが、必要な療育を受けられる体制を構築します。 |

基本方針2 障害のある人等の自己実現を支援します。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 雇用・就業支援 | 個々の状態にあった就労環境の確保に取り組みます。 |
| (2) 余暇活動・生涯学習活動 | 地域で楽しめる居場所を確保できるように、様々な活動等の機会を拡大します。 |
| (3) 家族への支援 | 介護する家族の不安を軽減し、家族の自己実現が図れるよう、サービス拡充や環境整備に努めます。 |

基本方針3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 啓発 | 障害等への理解を深めるための積極的な取組を進めます。 |
| (2) 疾病等の予防・早期発見 | 健康診断の受診による疾病等の早期発見や、地域における健康づくり等の取り組みにより、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。 |
| (3) 情報発信・アクセシビリティの確保 | サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信とアクセシビリティの確保に努めます。 |
| (4) 生活環境・災害対策 | 障害のある人が安心して暮らせるよう、生活環境の整備と利便性の向上、災害対策を進めます。 |

<用語の説明>

用語	内容
基本理念	本計画の土台となる基本的な考え方です。 今後 10 年の西東京市における障害福祉施策の基本であり、10 年後に実現したい人々の暮らしやまちの在り方を示しています。
基本方針	基本理念を達成するための具体的な方針を示したものです。 本計画では 3 つの基本方針を定めています。
施策の方向性	基本方針を施策のテーマに沿ってさらに具体化したものです。 本計画では 12 の施策の方向性を定めています。

(3) 基本方針

基本方針1 障害のある人の自立した生活を支えます。

障害のある人が、自立した生活を送るためには、ライフステージに応じた相談体制と支援体制の充実・強化が必要です。

自立した生活とは、自分のことを全て自分で行うことではなく、自らの意思決定に基づき希望する生活を、自らの意思が尊重されながら、必要な支援を受けて実現していくことです。あわせて、質の高いサービスを選択するため、サービスの質の向上や、安定的な人材確保、障害福祉サービス制度の適正な運用も求められるところです。

また、障害のある人の多くが、在宅での生活やグループホームでの生活といった、地域での生活を希望しています。グループホーム等の住まいの場の確保を行うとともに、在宅でも安心して生活できる保健・医療の提供体制を充実させていきます。

本市では、家族以外に相談相手がない障害のある人が増加傾向にあります。障害のある人が、自らの意思に基づき、自分らしい暮らしを実現していくための理解者が家族以外にも得られるような交流も重要です。あわせて、相談支援・ネットワークを強化し、相談しやすく使いやすい窓口の整備に努め、社会資源を必要としている人に有効に利用いただけるよう図るとともに、ライフステージによって支援や信頼関係の再構築等による心理的負担を軽減するため、関係機関の連携を強化し、切れ目ない支援を進めていきます。

また、発達障害や診断名が見つからない子ども、難病、強度行動障害や、高次脳機能障害、精神障害、医療的ケアが必要であるなど、障害や支援の必要性の程度が軽度から重度まで幅が広く、また、障害のある人の高齢化が進むなど多様化している中で、様々な障害特性を理解し、共に地域で生活していくことが重要です。

幼少期から障害のある人と共に環境を共有することで、「共に生活する」経験を重ねながら、お互いを認め合うインクルーシブなまちづくりを進めます。

<国の方向性>

地域における相談支援体制の 充実強化

・基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化

障害福祉人材の確保・定着

・事務負担の軽減や業務の効率化等の整備

入所等から地域生活への移行

・重度障害者や強度行動障害を有する人への支援体制の充実

障害者等の地域生活の 支援体制の充実

・グループホームにおける一人暮らし希望者への支援の充実

意思疎通支援事業等の拡充

・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、都道府県等が行う手話通訳等

に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣等）などの支援体制を充実

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築

難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

- ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始日を申請日から重症化したと診断された日に前倒し
- ・ 難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化

<本市の方向性>

(1) 相談支援・ネットワーク	相談しやすく使いやすい窓口の整備と、相談機関相互の連携を強化します。
(2) 生活支援	障害のある人が、必要なサービスや医療を受けられる体制を構築します。
(3) 居住支援	グループホーム等の住まいの確保や、過ごしやすい住環境を整えます。
(4) 情報・コミュニケーション	障害特性に配慮した情報の取得利用がしやすい環境作りに努めます。
(5) 子どもへの療育支援	障害や発達に心配のある子どもが、必要な療育を受けられる体制を構築します。

<本計画における指標>

項目	指標の内容	現状値	目標
障害福祉施策の満足度	障害のある人へのアンケート	24.0%	 増やす
	障害のある子どもへのアンケート	18.9%	

基本方針2 障害のある人等の自己実現を支援します。

障害のある人が、地域社会の一員として、自らの力を発揮したいという希望を叶えるためには、就労支援体制の充実や地域活動等に参加しやすい環境づくりが大切です。

障害のある人の就労形態は、一般的な企業等での就労から、福祉施設での福祉的就労まで多様であり、職場での職務内容や発揮する能力も一人ひとりで強みや特性が異なります。職場等で能力を発揮し活躍するために必要な理解やサポートは、個性や障害特性によって様々です。一人ひとりの障害特性に応じた、自分に合った就労支援を受けられるよう、職業相談をはじめ、様々な就労支援体制を構築します。

地域活動においては、様々な障害特性を理解され、障害のある人が「居心地が良い」と感じられる居場所を増やす必要があります。また、障害のある人が、様々な機会や場面で地域活動に参加するだけでなく、自らの希望に沿って地域活動を企画・運営することができる環境づくりも必要です。

あわせて、介護する家族（ケアラー）が、日常や将来の不安などが軽減できるよう、家族同士の情報交換や学びの機会を提供するとともに、家族自身の自らの力を発揮したいという希望を叶えていくため、就労環境の整備やレスパイト支援の観点からのサービス拡充も求められています。

日々の生活において、自らが希望する地域での活動を、障害を理由に妨げられることがないよう、誰もが参加・参画できる場づくりを関係機関や地域の様々な主体と連携して進めます。

<国の方向性>

福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行および定着状況に関する目標の設定
- ・地域における障害者の就労支援の関係機関との連携

障害者の多様な就労ニーズ に対する支援及び障害者雇用の 質の向上の推進

- ・重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の就労機会の拡大
- ・障害者雇用調整金等の支給方法の見直し
- ・企業が行う職場定着等に対する助成の強化

障害者による 文化芸術活動等の推進

- ・障害者によるスポーツや文化芸術活動等の多様な社会参加の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

<本市の方向性>

(1) 雇用・就業支援	個々の状態にあった就労環境の確保に取り組みます。
(2) 余暇活動・生涯学習活動	地域で楽しめる居場所を確保できるように、様々な活動等の機会を拡大します。
(3) 家族への支援	介護する家族の不安を軽減し、家族の自己実現が図れるよう、サービス拡充や環境整備に努めます。

<本計画における指標>

項目	指標の内容	現状値	目標
楽しいことがある	障害のある人へのアンケート	66.4%	 増やす
	障害のある子どもへのアンケート	84.4%	

基本方針3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

障害のある人もない人も、ともに地域で安心して生活していく地域共生社会の実現のためには、お互いのことを理解し合うことが不可欠です。

調査では何らかの差別や偏見を感じたと障害のある人が一定数回答されており、人権への配慮が求められる状況です。地域の様々な行事やイベントを通じて、市民に対する障害及び障害のある人への理解促進を進めるとともに、当事者団体等と連携して理解の促進に資する効果的な取組を行い、安心して暮らせるまちを目指します。

障害及び障害のある人への理解が進むことは、誰しも障害のある状況になる可能性があることを知ることに繋がります。若いうちからの生活習慣の見直しや、適切な健康診査の受診、心の健康づくり、安全対策を進め、予防対策を進めていくことも必要です。

適切なサービスや支援を有効に活用していただくためには、地域で生活する上で必要な情報をわかりやすく発信することも必要です。必要な人に必要な様々な情報が適切に届くよう、障害特性に配慮した情報発信の取組を進めます。

さらに、地域で安心して暮らせる生活環境を整えるため、ハード面での建造物、道路等のバリアフリー化を進めるとともに、ICTの積極的な活用や各種手続き等の見直しにより手続きの簡素化を図り、利便性の向上を図ります。あわせて、災害時にも安心して暮らせるよう、障害特性にかかわらず誰もが安心できる災害対策を進めていきます。

<国の方向性>

障害者等に対する虐待の防止

- ・事業所等における虐待防止委員会や職員研修等の実施
- ・市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の促進

意思疎通支援事業等の拡充

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣等）などの支援体制を充実

地域生活の継続支援

- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進

<本市の方向性>

(1) 啓発	広く市民へ障害等の理解が深まるよう、積極的な取組を進めます。
(2) 疾病等の予防・早期発見	健康診断の受診による疾病等の早期発見や、地域における健康づくり等の取り組みにより、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。
(3) 情報発信・アクセシビリティの確保	サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信とアクセシビリティの確保に努めます。
(4) 生活環境・災害対策	障害のある人が安心して暮らせるよう、生活環境の整備と利便性の向上、災害対策を進めます。

<本計画における指標>

項目	指標の内容	現状値	目標
1年以内に障害を理由とした差別等の経験がある	障害のある人へのアンケート	32.9%	 減らす
	障害のある子どもへのアンケート	54.1%	

第4章 西東京市障害者基本計画

1 基本的な考え

西東京市障害者基本計画は、10年の計画期間の中で、本市が基本理念・基本方針に掲げる将来像を実現するために、市全体で実施する具体的な事業を取りまとめたものです。

2 取り組む事業

基本方針1に関する事業

(1) 相談支援・ネットワーク

【事業名の記号】  : 拡充事業  : 重点事業

項番	事業名	内容	担当課
 1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行うため、基幹相談支援センターを中心に地域活動支援センター、相談支援事業所及び関係機関との連携の強化を推進します。 ・子どもの就学にあたっては、それぞれに応じた切れ目のない支援を行うため、「就学支援シート」を活用することで就学前機関と小学校の連携を推進します。 ・「教育支援システム」を活用し、小学校と中学校の連携の強化を進めます。 ・小学生の放課後の居場所である学童クラブでは、関係機関及び部署と連携を図り、学童クラブ指導員・障害児担当補助員向けに研修を行うことで、連携の強化を進めます。 ・子どもの発達に応じた支援を行えるよう、児童発達支援センターひいらぎ及び関係機関同士の相互理解と連携の強化を進めます。 ・子ども相談室ほっとルームと、互いの相談事業について情報交換を行い連携の強化を図ります。 ・子ども家庭支援センターでは、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用し、連絡会や研修等を通じて、関係機関相互の連携を進めます。 ・障害のある人が65歳を迎えるときは、混乱なく介護保険制度を利用できるように、今後も介護部門との連携に努めます。 ・避難ケースにおいても、速やかに必要な障害福祉サービスに繋いでいけるよう、基幹相談支援センターをはじめ関係機関との連携の強化を進めます。 	障害福祉課 健康課 子育て支援課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育指導課 教育支援課

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(1)-2	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めます。 ・一人ひとりのライフステージにおける課題等を共有し総合的な支援を進めていくため、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議等を通じて、担当課との連携に努めます。 ・地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、市立小・中学校現場でのニーズや課題を共有すること等により、障害児の教育にかかわる総合的な支援を多角的に検討し進めていきます。 	障 害 福 祉 課 子 育 て 支 援 課 協 働 コ ミ ュ ニ ティ 課 教 育 指 導 課
1-(1)-3	地域生活推進のための相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人のライフステージにおける切れ目のない支援を行うため、地域生活支援拠点の面的整備の充実を図ります。 ・地域における相談支援の中核を担う機関として、基幹相談支援センター、地域活動支援センターを中心に、計画相談支援事業所等の連携体制の強化を図ります。 ・地域生活支援拠点にはコーディネーターを配置し、障害者（児）の重度化、障害者の高齢化や、8050 問題、親亡き後等の問題を関係機関と連携しながら支援していきます。 ・ケースワーカー制を活用し、相談者にとってさらに身近な相談窓口になるよう努めます。 	障 害 福 祉 課
1-(1)-4	緊急時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の相談と対応が円滑にできるよう、地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。 	障 害 福 祉 課
1-(1)-5	当事者等による身近な相談活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者支援の体制を厚くするため、地域活動支援センター児童発達支援センターひいらぎ、民間事業者・関係団体等と情報の共有を進めます。 	障 害 福 祉 課

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(1)-6	民生委員・児童委員の相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動の質の向上を図るため、新任民生委員委嘱の都度、新任研修等を実施するとともに、東京都民生児童委員連合会・東京都が主催する研修会に現任民生委員を適宜派遣します。 ・民生委員児童委員協議会の地区定例会等を通じて、関係機関からの情報提供を行い、民生委員児童委員の活動に対する支援を実施します。 	地 域 共 生 課
1-(1)-7	地域の課題を解決する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりのため、地域福祉コーディネーターを調整役として、重層的支援体制整備事業との業務のすみわけをしながら、「ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット）」を推進します。 	地 域 共 生 課

(2) 生活支援

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(2)-1	民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。 ・事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めるとともに、東京都による施設監査等と連携しながら、適正なサービス提供を図ります。 	障 害 福 祉 課 健 康 課
1-(2)-2	障害福祉サービスの提供量の確保策	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人それぞれに応じたサービスを提供するため、関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの提供量確保に努めます。 ・障害のある人の地域生活支援の社会資源の確保のため、情報提供等の支援に努めます。 ・医療的ケアや重度障害者の支援を実施する事業者へ、引き続き障害者日中活動系サービス事業者推進事業により支援するとともに、情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。 	障 害 福 祉 課

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(2)-3	より高度な専門的知識が必要な障害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・対応が困難な事例にスムーズに対応するため、相談支援部会において、事例検討を行う等、相談支援専門員の対応力の向上に向けた取組を実施します。 ・「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備について検討を進めるとともに、研修等の開催により対応力の向上に努めます。 ・高次脳機能障害発生の予防のため、関係各課と周知方法の工夫について検討を進めます。 ・強度行動障害に対するニーズ把握や、研修等の開催を通じて対応力の向上を図ります。 	障 害 福 祉 課
1-(2)-4	障害者虐待防止センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターの窓口や地域生活支援拠点等を活用しながら、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応に努めます。 ・虐待の未然の防止のため、虐待防止に関する普及・啓発に努めます。 	障 害 福 祉 課
1-(2)-5	精神保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケアの必要な方が、受診行動を起こせない場合に対し、医療や支援を受けられるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備を進めていきます。 	障 害 福 祉 課 健 康 課
1-(2)-6	障害のある人が必要な医療を受けるための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や子どもに対する医療費の助成を実施するとともに、分かりやすい説明に努めます。 	障 害 福 祉 課 保 険 年 金 課 健 康 課 子 育 て 支 援 課
1-(2)-7	障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。 ・障害のある人が65歳を迎えるときは、介護保険に移行することが原則となっていますが、これまでと同様に一人ひとりの実情に合わせ、ご相談に応じ、介護保険では不足する支援やサービスを適切に提供し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き障害福祉サービス・介護保険制度の連携・調整を図ります。 	障 害 福 祉 課 高 齢 者 支 援 課

項番	事業名	内容	担当課
1-(2)-8	地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の育成・確保のため、庁内で社会福祉実習の受け入れを実施します。 ・東京都等が実施している各種福祉人材確保策の周知に努める等、事業者の福祉人材確保を支援します。 	障害福祉課 地域共生課
1-(2)-9	専門的人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、東京都の研修をはじめ様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 ・移動支援従業者養成研修、及び同行援護従業者養成研修を実施し、移動に困難を抱える人を支える人材育成・確保に努めます。 ・サポーター養成講座や出前講座等を通じて、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘に努めます。 	障害福祉課
1-(2)-10	地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の地域生活における課題の把握に努め、障害者福祉施設だけでなく、幅広い施設等の活用を視野に入れ、関係機関との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大を図ります。 	障害福祉課

(3) 居住支援

項番	事業名	内容	担当課
1-(3)-1	グループホームの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であるグループホームの質を確保するため、第三者評価を受審し、障害理解に関する外部研修等の受講を受けてサービスの質を確保した事業者の支援に努めます。 	障害福祉課
1-(3)-2	グループホームの防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の開催、又は防災に関する講習会等への参加に要する経費を補助することで、グループホームの安全性の向上を図ります。 	障害福祉課
1-(3)-3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の充実に努め、保健、福祉、医療、介護などの関係機関が連携し、精神障害のある人一人ひとりの困り事に寄り添い、本人の意思が尊重されるような支援体制の仕組みづくりを進めます。 	障害福祉課

(4) 情報・コミュニケーション



項番	事業名	内容	担当課
1-(4)-1	聴覚に障害のある人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・意思の疎通の円滑化を図るため、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を実施します。 ・情報・意思疎通支援用具の購入を支援するとともに、情報取得が円滑に出来るよう、ICTを活用した機器等の対象拡大を検討します。 ・資料のリクエストや調べものについて、図書館のホームページで対応するとともに、ファクス等での対応も実施します。 	障害福祉課 図書館
1-(4)-2	視覚に障害のある人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。 ・情報・意思疎通支援用具の購入を支援するとともに、情報取得が円滑に出来るよう、ICTを活用した機器等の対象拡大を検討します。 ・市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本やLLブックの貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配サービスの拡充と、マルチメディアデジターの提供を実施します。 	障害福祉課 図書館

(5) 子どもへの療育支援

項番	事業名	内容	担当課
1-(5)-1	療育・教育相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターひいらぎでは、成長や発達に心配のある子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を実施します。 ・教育相談センターでは、幼児から高校生年齢までの子どもについての相談を受け、子どもの状態や状況を把握した上で、心理教育的ガイダンスや必要に応じて専門的なカウンセリングなどを実施します。 	健康課 教育支援課

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(5)-2	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら、専門的な知識を有する相談員等による丁寧な就学相談を実施します。 ・児童・生徒への発達に関する気づきや支援のあり方について、保護者が、学級担任だけでなく教育支援コーディネーター含め学校側と相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。 ・幼児から高校生年齢までの子どもの心身の発達への心配や、幼稚園・保育園、学校での生活や学習、親子関係や子育てなどさまざまな相談対応を実施します。 ・児童・生徒が抱える学校では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童・生徒への働きかけ、保護者等に対する支援、学校内における校内体制の支援、関係機関との連携・調整などを行います。 	学 務 課 教 育 指 導 課 教 育 支 援 課
1-(5)-3	早期発見・早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に応じた切れ目ない支援を行えるよう、児童発達支援センターひいらぎ及び児童発達支援事業所では、障害福祉サービスにつなげます。また、関係機関が連携する仕組みの充実を進めます。 ・早期発見・早期療育のため、関係機関向けの公開講座実施に加え、アウトリーチでの支援を実施し、保育園での対応を促すための支援を実施します。また、療育病院の心理士による障害者巡回相談を実施し、支援を行うとともに関係機関と連携を図ります。あわせて、積極的な情報提供を行い、関係機関へ速やかにつながるよう分かりやすい説明に努めます。 ・必要な心理的支援を早期に開始できるよう、幼児相談を実施します。 	障 害 福 祉 課 健 康 課 幼 児 教 育 ・ 保 育 課 教 育 支 援 課
1-(5)-4	児童発達支援センターひいらぎ事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターひいらぎでは、児童福祉法に基づく児童発達支援事業等、療育事業や外来療育、地域支援事業等を実施します。また、医療的なケアが必要な児童について関係機関と連携して支援します。 	健 康 課



項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(5)-5	幼稚園・保育園の利用に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者に対し、児童発達支援センターひいらぎ及び児童発達支援事業所では、保育サービス利用に関する相談等を実施します。 ・療育と医療的ケアの必要な児童の就園、就学について、関係機関と情報共有する場を検討します。 	障害福祉課 健康課 幼児教育・保育課
1-(5)-6	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた教育を実現するため、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の整備に努めます。 ・移動などの際の安全を確保し、安定的な学級運営や教育活動の充実を図るため、合理的配慮の考え方にに基づき、児童・生徒の状況を確認しつつ保護者と共通理解の下、介助員による支援を実施します。 ・特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に向け、指導・助言及び教員研修を進めます。 	教育企画課 学務課 教育指導課
1-(5)-7	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援の提供のため、関係各課と連携し、保育要録の提供のほか、「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めます。 ・特別支援教室、通級指導学級（ことばの教室）、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの違いや入室・入級に関する申し込み方法等について、より分かりやすく伝えられるよう、児童発達支援センターひいらぎをはじめとする関係各課と連携し、周知を図ります。 ・発達に心配がある等により具体的な支援・配慮を望む保護者のニーズが、就学先小学校に明確に伝わるよう、保護者、就学前機関や就学先小学校に丁寧に案内をしていくことで「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めます。 ・保育園への臨床心理士などの派遣などを通して、保育園や幼稚園など就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図ります。 	健康課 幼児教育・保育課 学務課 教育指導課 教育支援課

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(5)-8	障害児の放課後等の居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの放課後の過ごし場所を確保するため、障害福祉サービス事業所のサービス水準の向上と地域環境の充実に努めます。 ・既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を実施します。 ・学童クラブでは、入会予定児童の通う保育所等を訪問し、児童の過ごし方等の状況を把握したうえで、障害児アドバイザーを活用することで、適切な支援を提供できるよう努めます。 	障 害 福 祉 課 児 童 青 少 年 課
1-(5)-9	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの発達・発音などに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を実施します。 	教 育 支 援 課 健 康 課
1-(5)-10	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターをはじめ、関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、体制整備を進めます。 ・保育所等訪問支援事業所等関係機関と連携し、幼稚園・保育園に訪問するなど子どもの生活指導や課題学習、療育等を実施します。 ・支援を要する子どもに対する、保育士等の知識向上のため、児童発達支援センターひいらぎ及び児童発達支援事業所と連携し、相談業務や生活指導の支援を実施します。 	障 害 福 祉 課 健 康 課 幼 児 教 育 ・ 保 育 課
1-(5)-11	中等度難聴児発達支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施します。 	障 害 福 祉 課

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(5)-12	要支援児童等への連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無に関わらず、早期の相談や適切なサービスにつなげられるよう、家庭及び児童に寄り添いながら、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携を進めます。 ・ 障害の有無に関わらず、早期の相談や適切なサービスにつなげられるよう、児童発達支援センターひいらぎを中心に、関係機関と連携した発達支援体制を推進します。 ・ 障害の有無に関わらず、支援を要する子どもに対し、関係機関と連携し、相談業務や生活指導の支援を行うとともに、保育従事者の理解向上にも努めます。 	健康課 幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター



基本方針 2 に関する事業

(1) 雇用・就業支援

項番	事業名	内容	担当課
➡ 2-(1)-1	就労支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の就労に資するよう、西東京市障害者就労支援センター一步にて、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を実施します。 ・関連する事業所等との連絡調整会議の開催等により、地域全体での支援体制や連携体制を進めます。 	障害福祉課
2-(1)-2	市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施し、市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実に努めます。 ・障害者雇用にかかわる市内事業所に対して、トライアル雇用やジョブコーチ等を活用して支援を実施します。 ・職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。 	障害福祉課
➡ 2-(1)-3	日中活動系サービスの誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の新規参入、既存の事業所の状況把握を行うとともに、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の誘致を進めます。 	障害福祉課
2-(1)-4	就労機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の就労機会の拡大のため、セミナーの開催や情報交換等を行うとともに、地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施します。 	障害福祉課
2-(1)-5	市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援や、共同受注化の推進に向けた支援を実施します。 	障害福祉課
2-(1)-6	自主製品の販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの参画機会の拡大、充実に努めます。 ・販路拡大に有効な方策について、関係各所と情報交換、連携するなど検討を進めます。 ・地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施します。 	障害福祉課
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入（調達）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）に努めます。 	障害福祉課 契約課

項番	事業名	内容	担当課
2-(1)-8	市における雇用拡大	・市は雇用者として、障害者雇用を進めるため、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上に努めます。	職員課
2-(1)-9	市における就労訓練の実施	・市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練や実習、インターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めます。	障害福祉課

(2) 余暇活動・生涯学習

項番	事業名	内容	担当課
2-(2)-1	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習推進指針」に基づき、障害の有無に関わらずすべての市民が、生涯学習を通じて、自己実現を図ることができるよう、取り組みます。 ・高齢者の生きがいづくりに寄与するため、生きがい推進事業では、参加者のニーズを取り入れながら様々な講座を実施します。 ・幅広い市民へ学習できる機会の提供を継続するため、公民館や図書館では、年間を通じて、様々なテーマを扱った講座や講演会を実施します。 ・幅広い市民へ学習できる機会の提供を継続するため、関係部署や関係団体への聞き取りを行うとともに、相乗効果を高める実施方法等について検討します。 	障害福祉課 高齢者支援課 文化振興課 社会教育課 公民館 図書館
2-(2)-2	障害のある人のスポーツ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向け、年齢、障害の有無に関わらず、市民のスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いする「スポーツ相談窓口」の充実を図りつつ、スポーツ・運動施設、総合型地域スポーツクラブ及び体育協会と連携しながら、障害者が参加しやすい事業の実施を進めます。 	障害福祉課 スポーツ振興課
2-(2)-3	ハンディキャップサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出、大活字本やLLブックの貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配サービスの拡充と、マルチメディアデジターの提供に取り組んでいきます。 	図書館

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
2-(2)-4	障害者学級の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるよう、障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を実施します。 ・障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、体験活動を実施します。 	公 民 館
2-(2)-5	障害のある人の活躍の機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会の増加に努めます。 ・文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等に努めます。 	障 害 福 祉 課 社 会 教 育 課
2-(2)-6	地域で活動している組織や団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりをより一層推進するために、幅広い年齢層にNPO等市民活動団体の活動を知ってもらえるよう、様々な手法でPRを行います。 ・地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組みます。 	協働コミュニティ課

(3) 家族への支援

項番	事業名	内容	担当課
★ 2-(3)-1	障害のある子どもを持つ保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもを持つ保護者の理解を深めるため、ペアレントメンターやピアカウンセリングを実施します。 ・発達相談について心配な保護者等を対象に、発達理解に関する講座を実施します。 ・障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、保護者を支えるための相談支援を実施します。 	障害福祉課 健康課 子ども家庭支援センター
2-(3)-2	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	1-(5)-2再掲	学務課 教育指導課 教育支援課
★ 2-(3)-3	家族等に対するレスパイト等支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトの計画的な利用や緊急ショートの迅速な対応のため、利用等に関する調整を図ります。 ・障害のある子どもを持つ保護者への支援体制の強化のため、重症心身障害児等在宅レスパイト事業を推進します。 	障害福祉課
★ 2-(3)-4	ヤングケアラーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある家族を日常的に介護等する子ども（ヤングケアラー）の早期発見に努め、子ども家庭支援センターを中心とした関係機関相互の連携により、子どもたちの学びや暮らしを支援します。 	障害福祉課 子ども家庭支援センター
★ 2-(3)-5	保護者をはじめとする支援者の高齢化に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等事業の緊急保護事業と自立生活体験事業の周知と理解促進の取組を実施します。 	障害福祉課
★ 2-(3)-6	高校等卒業後の夕方方の居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスからの日中活動系サービスの移行にあたっては、サービス提供時間の違いにより、家族の就労等に影響がでないよう、夕方時間帯の障害のある人の居場所の確保に向けた取組を進めます。 	障害福祉課

基本方針3に関する事業

(1) 啓発

項番	事業名	内容	担当課
3-(1)-1	市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 理解の促進のため、市報や市ホームページ等を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるとともに、ICT等の活用により障害のある人に直接情報を届ける手段について調査・研究を進めます。 障害者週間やイベントの機会等を活用し、障害のある人や障害のある人を支援する人の講話、障害の疑似体験等を通じ、市民の理解の促進を図ります。 	障害福祉課
3-(1)-2	当事者団体等の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体が相互に交流する機会の充実を図るなど、当事者同士がそれぞれの障害について理解を深めるとともに、様々な障害を越えた相互のつながりの強化に努め、地域共生社会に向けた取組みを進めます。 	障害福祉課
3-(1)-3	障害についての理解を図る教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図ります。その際、市内の関係機関等と連携し、指導内容の充実を図っていきます。 	教育指導課
3-(1)-4	障害のある人への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」を引き続き実施します。 障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である、「ヘルプカード」等の配布と周知を推進します。 	障害福祉課
3-(1)-5	地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に向け、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、地域との交流を推進します。 インクルーシブな地域共生社会を実現できるよう、共に学ぶ事業を開催し、障害や障害のある人に対する市民の理解を深める事業を開催します。 	障害福祉課 公民館
3-(1)-6	権利擁護に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に関する支援が必要な事例について、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。 総合的な権利擁護支援策の充実を目的に、中核機関設置に向けて、必要な機能の整備を進めます。 	障害福祉課 地域共生課

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
3-(1)-7	成年後見制度の適正な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の育成及び活用を図るための研修を実施します。 ・総合的な権利擁護支援策の充実を目的に、中核機関設置に向けて、必要な機能の整備を行います。 ・関係各課との定期的な打ち合わせを通じて、成年後見制度の利用に必要な情報共有を図ります。 ・成年後見制度の利用開始を円滑に行うため、ケースの初期段階から「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」や担当課等と連携を図ります。 	障 害 福 祉 課 地 域 共 生 課
3-(1)-8	地域福祉権利擁護事業の普及と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続、金銭管理等などの支援を実施します。 	地 域 共 生 課
3-(1)-9	障害のある人を助けたい気持ちがある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「障害者サポーター養成講座」を受講した人がいるお店に、サポートステッカーを配布します。 ・コミュニケーションボードの配布など、障害のある人を助けたい気持ちがある人への支援を引き続き進めます。 	障 害 福 祉 課
3-(1)-10	悪質商法などの被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害のある人をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、注意喚起・啓発に努めるとともに、適切な相談体制の確保に努めます。 	協働コミュニティ課
3-(1)-11	障害のある人を支援する設備について、市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各5駅周辺に放置自転車整理指導員を配置し、違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対して注意を促します。 ・市営駐車場において、誘導員を配置し、障害のある人が障害者用駐車スペースに駐車できるよう誘導します。 	総 務 課 交 通 課

(2) 疾病の予防・早期発見

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
3-(2)-1	健診等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図ります。 ・西東京市歯科医師会と連携し、通院が困難な人への在宅歯科診療に努めます。 ・健康診査の受診方法などの分かりやすい情報提供に努めます。 	健 康 課
3-(2)-2	健康寿命の延伸への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人のスポーツ機会の充実や社会との接点の拡大及び健康増進や余暇活動における生活の質の向上のため、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。 ・加齢による身体機能低下を緩やかにするため、フレイル予防やスポーツ機会の充実を図ります。 ・自覚症状がない生活習慣病などの早期発見・早期治療を行うため、健診受診率の向上や運動習慣の定着を進めます。 	障 害 福 祉 課 高 齢 者 支 援 課 健 康 課 ス ポー ツ 振 興 課
3-(2)-3	リハビリテーション等の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人も安全に暮らせるよう、地域社会の資源を活用し、地域での健康づくり、リハビリテーション等に取り組めるよう、支援体制の充実を図ります。 	障 害 福 祉 課 高 齢 者 支 援 課 健 康 課
3-(2)-4	早期発見・早期療育体制の充実	1-(5)-3 再掲	障 害 福 祉 課 健 康 課 幼 児 教 育 ・ 保 育 課 教 育 支 援 課

(3) 情報発信・アクセシビリティの確保

項番	事業名	内容	担当課
  3-(3)-1	市役所における窓口対応方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを積極的に活用し、障害特性に配慮した利用しやすい対応と、手続きの負担軽減のため環境の整備に努めます。 ・市職員に対して、障害や障害のある人に対する理解の促進に努めます。 ・市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、引き続き、手話通訳者を配置します。 	障害福祉課 市民課
  3-(3)-2	障害特性に配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。 ・個人宛の配付物等について、ICT等を活用し、（音訳サービス、点字や音声読み上げコードの活用など）障害特性に合わせた配慮を進めます。 ・市が提供する各種情報について、音訳サービス・、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を進めます。 	障害福祉課 図書館
  3-(3)-3	アクセシビリティの確保・維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを積極的に活用し、障害に応じた情報取得が円滑に出来るよう、情報補償の制度の充実を進めます。 ・誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したホームページの運営に努めます。 	障害福祉課 秘書広報課
 3-(3)-4	投票しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度（投票における配慮）を実施するとともに、障害の有無に関わらず投票しやすい環境に向けた整備を検討します。 	選挙管理委員会事務局

(4) 生活環境・災害対策

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
3-(4)-1	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことにより、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。 ・公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。 ・多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行います。 ・各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、バリアフリートイレなどの整備の拡充を図ります。 	公共施設マネジメント課 総務課 教育企画課
3-(4)-2	助成制度の活用によるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす小規模な店舗等におけるバリアフリー改修工事等について、その費用の一部を助成することにより、バリアフリー化に努めます。 	都市計画課
★ 3-(4)-3	歩行環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設・改良工事を実施する際は、障害のある人や高齢者、妊産婦など、すべての市民が安全に通行できるよう、歩道の段差解消や歩車道の分離を計画し、歩行者環境の整備を進めます。 ・視覚障害者誘導用の点字ブロック等の視覚障害者の安全性及び利便性を向上させる設備について、利用状況等を把握しながら、計画的な整備に努めます。 	道路課



項番	事業名	内容	担当課
3-(4)-4	障害のある人の移動しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、サービスの利用実績を把握しながら、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスについて、安全の確保及び乗客の利便性の確保を進めます。 ・障害のある人の移動について、生活等に応じてサービスを選択できるよう、サービス提供体制の検討を進めます。 ・一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部助成を引き続き実施します。 ・身体に障害がある人が、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある場合にその費用の一部補助を実施します。 ・引き続き、在宅心身障害者の移動に関する経済的な負担軽減を実施します。 	障害福祉課
3-(4)-5	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。 	障害福祉課 交通課
3-(4)-6	ボランティアの育成と活動の機会の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な知識を備えたボランティアの育成のため（＝活動者の育成及び地域で支える福祉の基盤整備づくり）、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を実施します。 ・ボランティア活動を支援する体制をつくるため、社会福祉協議会との連携を強化し、活動者の育成及び地域で支える福祉の基盤整備づくりを継続して実施します。 	地域共生課
3-(4)-7	障害のある人をサポートする仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である、「ヘルプカード」の配布を継続的に実施します。 ・「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」について、内容や実施方法についてより効果が得られるよう検討を進めます。 	障害福祉課

項番	事業名	内容	担当課
3-(4)-8	健診の充実	3-(2)-1再掲	健康課
3-(4)-9	リハビリテーション等の展開	3-(2)-2再掲	障害福祉課 高齢者支援課 健康課
★ 3-(4)-10	避難行動要支援者個別避難計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別避難計画や、災害時要援護者登録制度を推進します。 ・地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。 ・より具体的な個別避難計画を作成するため、居宅介護支援事業所等福祉事業所へ作成委託を行います。 ・保健所や相談支援事業所等と協力し、災害時個別支援計画等の策定を進めます。 ・避難支援等関係者と連携し、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策を検討します。 	障害福祉課 危機管理課 高齢者支援課
★ 3-(4)-11	防災訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めます。 ・総合防災訓練等の実施にあたっては、市内事業所等を通じて参加を広く呼びかけます。 	障害福祉課 危機管理課
★ 3-(4)-12	社会福祉施設等と地域の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者等の迅速な避難のため、ハザードマップを活用した、避難確保計画の作成と更新を進めます。 ・地域の防災市民組織を相互協力の対象とするだけでなく、近隣住民の理解を得るよう努めます。 ・福祉事業所と要配慮者を対象とした施設利用に関する協定の締結に向けて、担当課と連携し調整を進めます。 	障害福祉課 危機管理課

項番	事業名	内容	担当課
★ 3-(4)-13	緊急時の医療等の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 ・災害時個別支援計画の作成を通じて、緊急時の医療体制について多摩小平保健所と話し合いを実施します。 	障害福祉課 危機管理課 健康課
★ 3-(4)-14	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 ・避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難所の充実を検討します。 ・歩行者空間のバリアフリー化を促進することで、避難経路の安全性の確保に努めます。 ・医療的ケアを必要とするケースについて、関係機関と連携するとともに、当事者や保護者へ正確な情報提供の仕組みの検討に努めます。 ・関係課が連携し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。 ・利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「安全・安心いーなメール」配信サービスを実施します。 	障害福祉課 危機管理課 健康課 道路課

第5章 西東京市障害福祉計画

1 基本的な考え

西東京市障害福祉計画は、3年の計画期間の中で、本市における18歳以上の人への障害福祉サービスの提供量および提供体制の確保の方策を定めるものです。

2 国の基本指針に基づく指標

(1) 前期計画の目標の達成状況

①福祉施設の入所者の地域生活への移行及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、地域における相談・支援の中核となる基幹相談支援センター、地域活動支援センターを中心に、計画相談支援事業所、介護・医療等の関係機関が連携する地域生活支援拠点等の体制を構築するとともに、相談支援業務の核となるケースワーカー制を導入し、伴走型支援体制を整えてきました。精神障害に限らず、障害のある人の地域生活への移行に向けた計画相談等の提供体制を充実させてきた中で、精神障害者の方の地域移行につきましては基幹相談支援センターや地域活動支援センターハーモニーを中心に関係機関で連携して支援しています。障害や障害のある人への理解の推進の点では、ヘルプマーク等の普及啓発に努めるとともに、サポーター養成講座や地域に根差した交流の場を設けることのほか、教育委員会と連携した小中学校等での講座の開催、障害者週間イベントにおいて精神障害者に関わる事業所や家族会が作成したパネル展示等を行うなどの取組を進めています。

②地域生活支援拠点等の整備

本市では、障害のある人やその家族が安心して生活できるよう、既存の資源を最大限活用しつつ、地域全体で障害のある人やその家族を支えていく体制の構築に向け、基幹相談支援センターを中心とした面的整備を手法として地域生活支援拠点を整備しました。泉小学校跡地に整備された障害者福祉施設における緊急時の受入れ・対応及び体験の機会・場の提供を中心に据え、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センター、地域活動支援センターや計画相談支援事業所等の連携体制の強化を図っています。

③福祉施設から一般就労への移行等

本市では、障害のある人の社会参加の観点から、多様な障害に対応できる就労支援体制の構築に向けて、より多くの人々が希望する就労環境で働くことができるよう、事業所と連携し、支援体制の強化に取り組んできました。障害のある人の就労支援や就労定着支援において中心的な役割を担う障害者就労支援センター一歩の支援を通じ、令和4年4月には市内に特例子会社を置く企業グループ各社と包括連携協定を締結し、障害のある人に就労の体験の場を提供するほか、障害のある人を雇用する事業者への助言、情報提供、事業者同士の交流の場の提供を行うことで、障害のある人が生き生きと地域で働くことができるよう、地域における雇用環境の整備、雇用意識の向上も進めています。

④相談支援体制の充実・強化等

本市では、地域における相談・支援の中核となる基幹相談支援センター、地域活動支援センターを中心に、計画相談支援事業所、介護・医療等の関係機関が連携する地域生活支援拠点等の体制を構築しました。また市の相談体制として、相談支援業務の核となるケースワーカー制を導入し、伴走型支援体制を整えています。

⑤障害福祉サービスの質の向上

本市では、事業所間での情報共有によって質の高いサービスを提供するための研修の場となる事業所間の連絡会を開催しているほか、サービスの質の向上を図るため、評価機関がサービス内容や運営方針等の評価、利用者ヒアリング等を行う第三者評価制度の受審を促進しています。また日中活動系事業においては、第三者評価制度の受審施設について、サービス推進事業費補助金の加算を行い、障害福祉サービスの質の向上に努めています。

(2) 本計画における成果目標・活動指標の設定

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

国では令和8年度までの目標として、次の2つの目標を設定しています。

<成果指標>

項 目	基準値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
施設入所者の地域生活への移行数 (令和4年度末時点の施設入所者の6%以上)	140人	9人移行
施設入所者数の削減数 (令和4年度末時点の施設入所者の5%以上)	140人	7人減少

<活動指標>

項 目	現状値 (令和4年度末)	見込値 (令和8年度末)
共同生活援助（グループホーム）利用者のうち、 重度障害者の利用者数	24人	50人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国では令和8年度までの目標として、次の目標を設定しています。

<成果指標>

項 目	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
全世代型地域包括ケアシステムの構築	整備中	整備済

<活動指標>

項 目	現状値 (令和4年度末)	見込値 (令和8年度末)
精神障害のある人の地域移行支援 利用者数	1人	5人
精神障害のある人の地域定着支援 利用者数	0人	5人
精神障害のある人の共同生活援助 利用者数	79人	150人
精神障害のある人の自立生活援助 利用者数	0人	5人
精神障害のある人の自立訓練（生活訓練） 利用者数	44人	90人

③地域生活支援の充実

国では令和8年度までの目標として、次の3つの目標を設定しています。

<成果指標>

項 目	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	整備済 (面的整備)	整備済
年1回以上の運用状況のPDCA	1回	年2回
強度行動障害を有する障害のある人への支援体制の整備	—	整備済

<活動指標>

項 目	現状値 (令和4年度末)	見込値 (令和8年度末)
コーディネーターの配置人数	—	22人

④福祉施設から一般就労への移行等

国では令和8年度までの目標として、次の7つの目標を設定しています。

<成果指標>

項 目	現状値 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度末)
福祉施設利用者の一般就労への移行数 (令和3年度末の移行実績の1.28倍)	39人	50人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の1.31倍)	38人	50人
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の1.29倍)	0人	0人
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の1.28倍)	1人	2人
就労定着支援事業の利用者数 (令和3年度の利用実績の1.41倍)	65人	92人
市内の就労移行支援事業所の内、就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上となる事業所を、全事業所の50%以上にする	75%	50%以上
市内の就労定着支援事業所の内、就労定着率が7割以上となる事業所を、全事業所の25%以上とする	50%	25%以上

⑤相談支援体制の充実・強化等

国では、令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

<成果指標>

項 目		目標値 (令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置		2か所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1回
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4回
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回
	主任相談支援専門員の配置数	7人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数	5回
	専門部会の配置数	4部会

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかわる体制の構築

国では令和8年度末までに、サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

<成果指標>

項 目	目標値 (令和8年度末)
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析	実施
分析結果の事業所や関係自治体等との共有回数	1回

⑦発達障害のある人等及び家族等への支援体制の確保

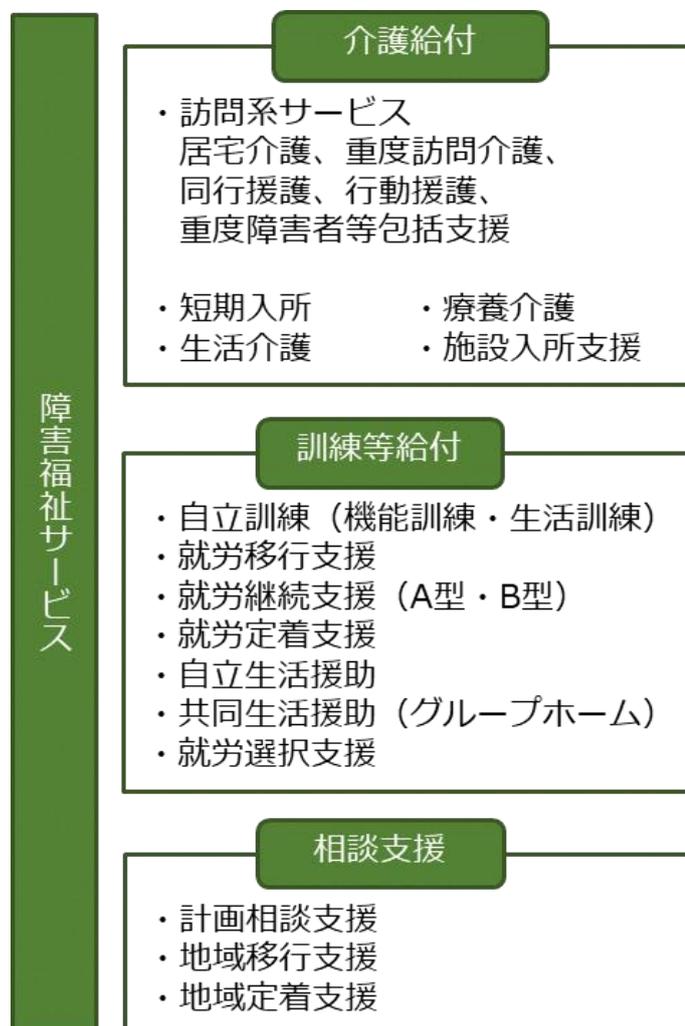
国では保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することを求めています。

<活動指標>

項 目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数	5人	5人

3 障害福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 障害福祉サービスの体系



(2) 介護給付

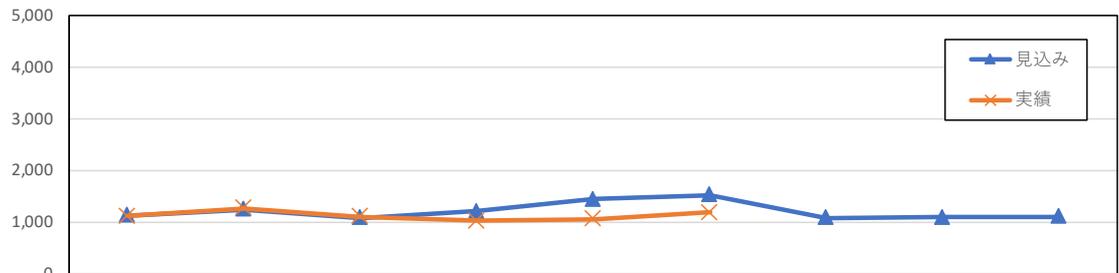
① 訪問系サービス

<居宅介護>

ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助を行います。

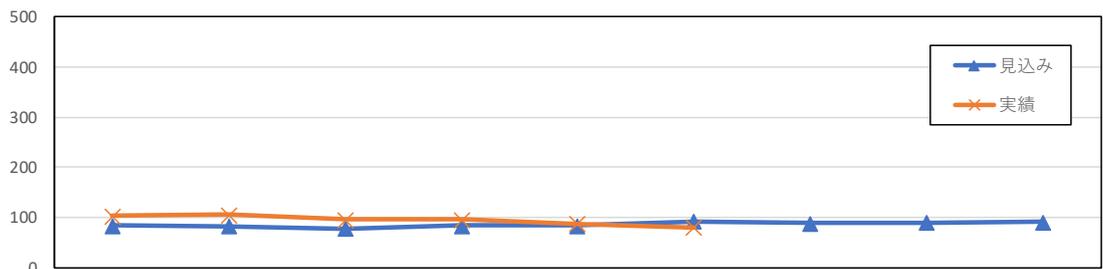
<過去の利用実績と今後3年間の見込み量～居宅介護～>

(時間/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	1,130	1,247	1,083	1,210	1,441	1,528	1,088	1,098	1,109
実績	1,116	1,269	1,111	1,027	1,066	1,194			

(利用者数/月)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	84	82	77	84	84	91	89	90	91
実績	103	105	95	96	87	80			

※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用時間は、1,066時間/月、実利用者数は87人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用時間1,109時間/月、実利用者数91人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- ・令和3年度から利用者数は減少傾向にありますが、利用時間1,100時間前後を推移しています。
- ・障害のある人の高齢化や重度化、在宅での生活ニーズは高いことから、在宅生活を支えるサービス利用の増加を見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

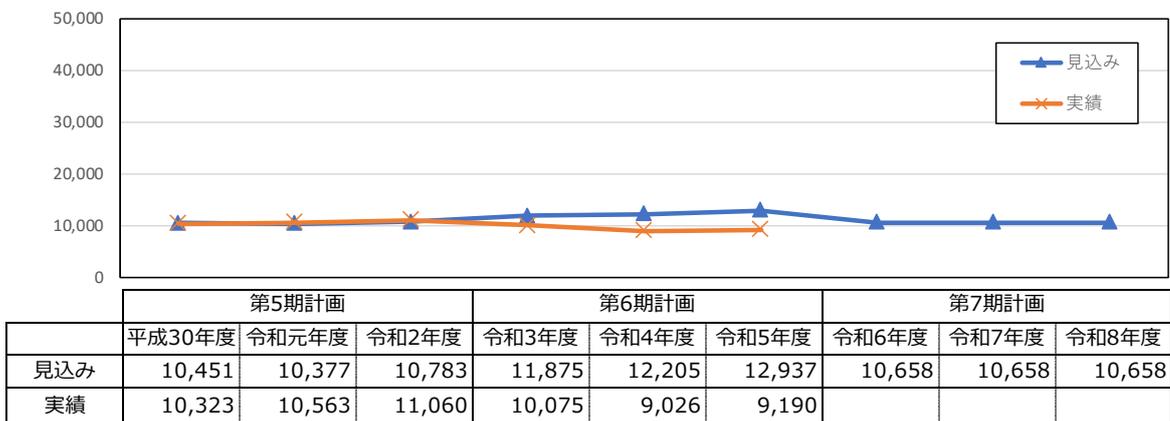
- ・事業者等への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促していきます。
- ・ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等に取り組んでいきます。

<重度訪問介護>

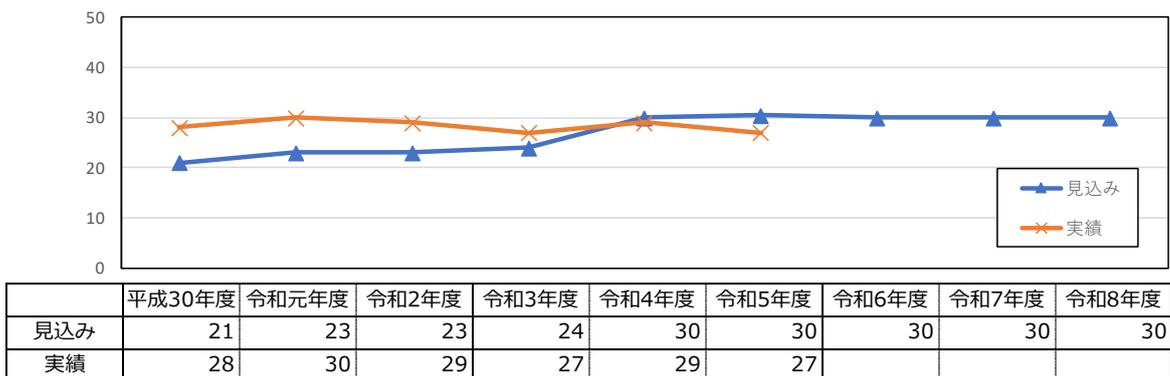
重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動等を総合的に行います。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量～重度訪問介護～>

(時間/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- 令和4年度の実績の延べ利用時間は9,026時間/月、実利用者数は29人/月でした。
- 本計画では、令和8年度に延べ利用時間10,658時間/月、実利用者数30人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- 平成30年度から利用者数に大きな変化はなく、今後も現在の提供体制を維持、継続することを見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

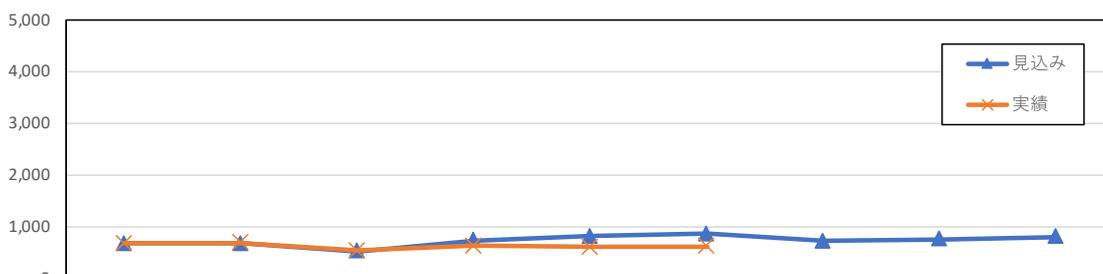
- 今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況把握に努めます。

<同行援護>

視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

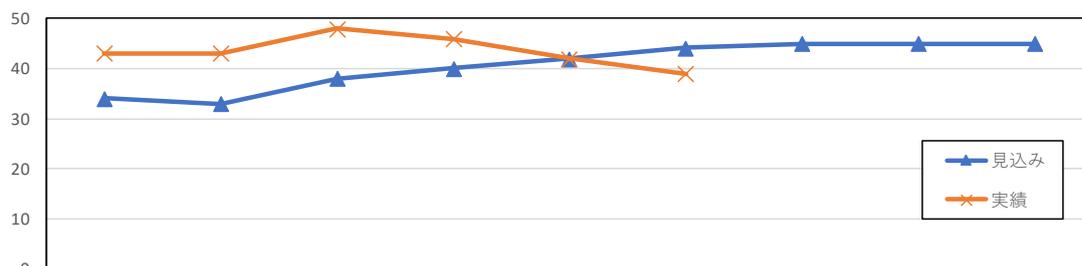
<過去の利用実績と今後3年間の見込み量～同行援護～>

(時間/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	683	678	521	737	815	864	721	762	805
実績	674	690	534	625	603	616			

(利用者数/月)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	34	33	38	40	42	44	45	45	45
実績	43	43	48	46	42	39			

※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

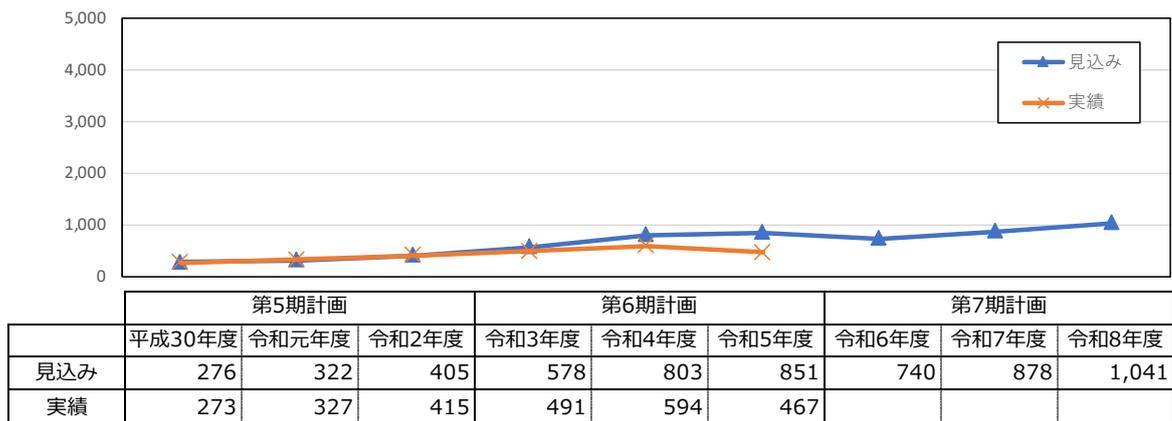
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の延べ利用時間は603時間/月、実利用者数は42人/月でした。 本計画では、令和8年度に延べ利用時間805時間/月、実利用者数45人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から利用者数に大きな変化はありませんが、障害のある人の外出を支えていくため、支援体制の拡充を見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促していきます。ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等に取り組んでいきます。

<行動援護>

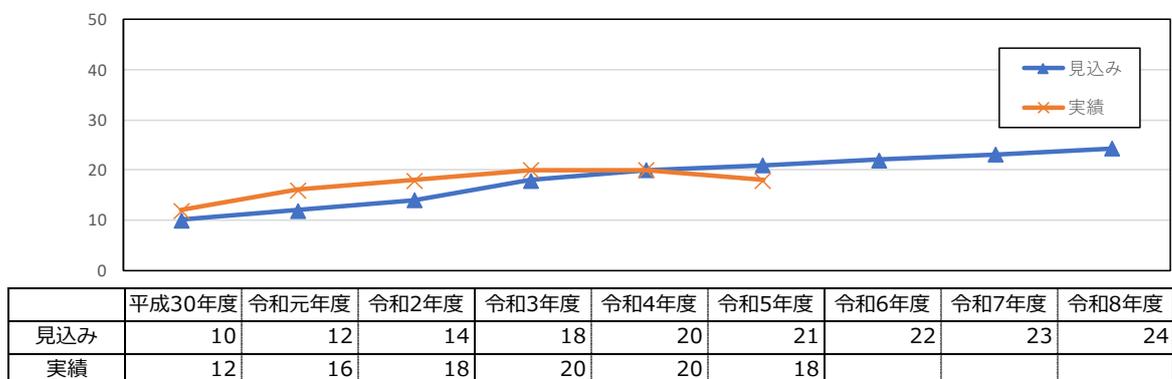
知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に対し、行動する際、必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量～行動援護～>

(時間/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- 令和4年度の実績の延べ利用時間は594時間/月、実利用者数は20人/月でした。
- 本計画では、令和8年度に延べ利用時間1,041時間/月、実利用者数24人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- 平成30年度から徐々に利用者数が増加し、一人あたりの利用時間も増加しています。
- 移動に係る支援の利用意向は高いことから、サービス利用の増加を見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

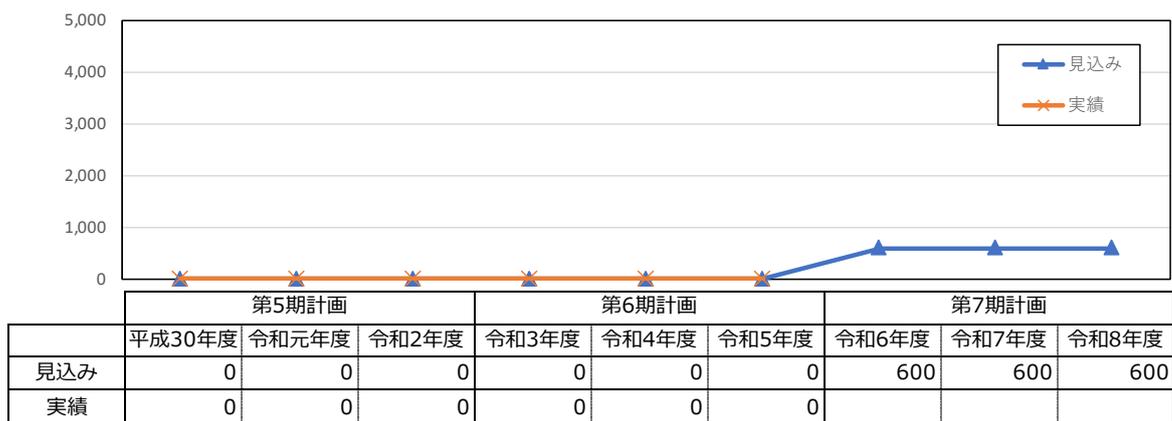
- ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等に取り組んでいきます。

<重度障害者等包括支援>

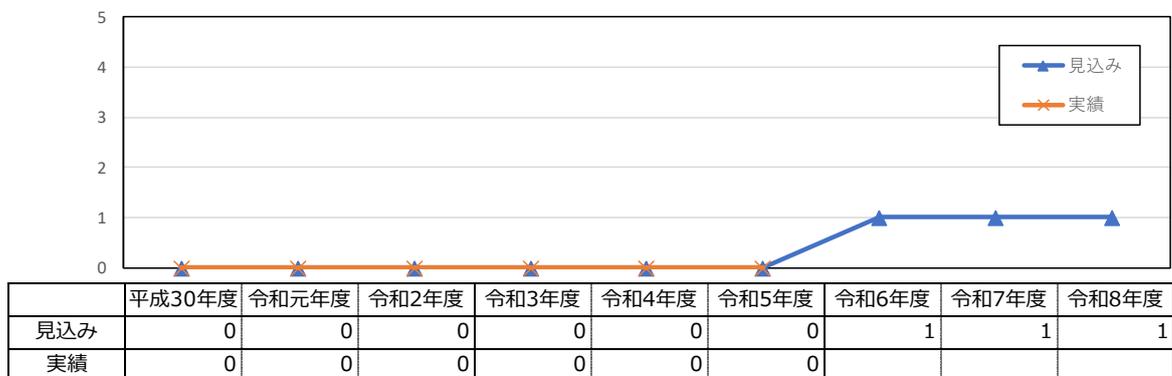
常に介護が必要で、必要度が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供します。介護保険制度の利用者であっても、介護保険サービスを利用した上でなお支援を要する場合に対象となります。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量～重度障害者等包括支援～>

(時間/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績はありませんでした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用時間 600 時間/月、実利用者数 1 人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- ・平成30年度から利用実績はありませんが、障害のある人の高齢化や重度化に伴う利用ニーズを見通据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

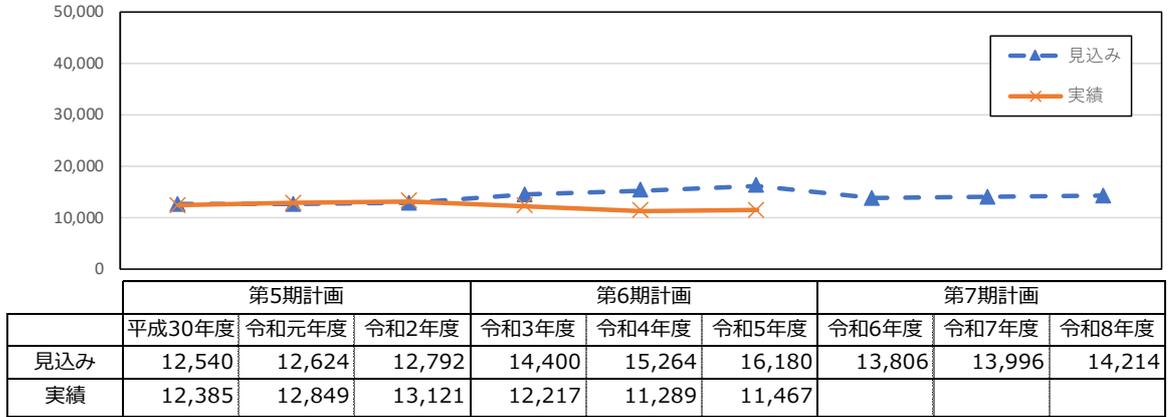
- ・事業者等への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促していきます。
- ・ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等に取り組んでいきます。

(参考)

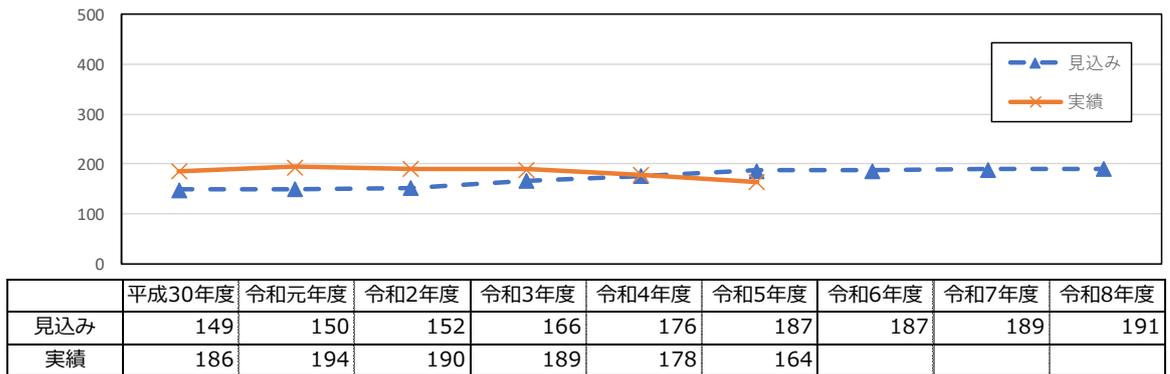
<訪問系サービスの合計>

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量～訪問系サービスの合計～>

(時間/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

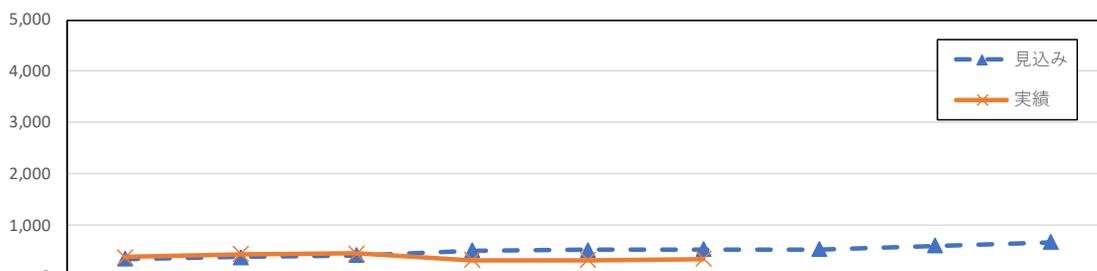
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の延べ利用時間は11,289時間/月、実利用者数は178人/月でした。 本計画では、令和8年度に延べ利用時間14,214時間/月、実利用者数191人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から令和3年度まで、実利用人数は190人前後を推移していたものの、令和4年度には178人に減少しています。 障害のある人の高齢化や重度化、在宅での生活ニーズは高いことから、在宅生活を支えるサービス利用の増加を見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促していきます。 ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等に取り組んでいきます。

②短期入所（福祉型・医療型）

短期入所は、在宅の障害のある人や障害のある子どもを介護する人が病気の場合等に、障害のある人や障害のある子どもが施設に短期間入所した際、入浴、排泄、食事の介護等を受けるサービスです。

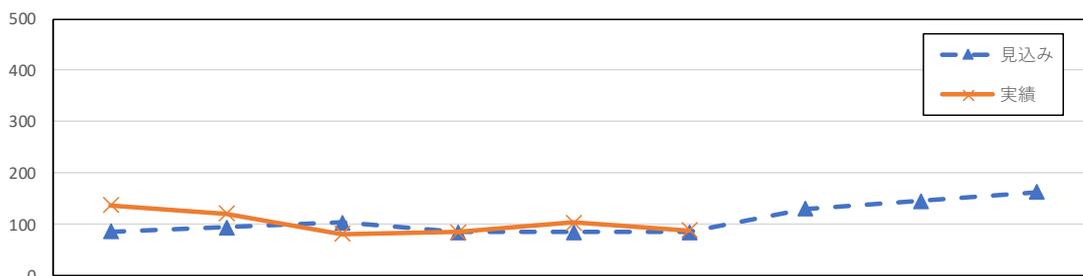
＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量～福祉型～＞

(人日/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	352	387	426	509	526	543	542	607	680
実績	386	448	453	325	325	349			

(利用者数/月)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	86	94	104	85	85	85	130	146	164
実績	137	121	82	85	104	89			

※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用日数は325人日/月、実利用者数は104人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用日数680人日/月、実利用者数164人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

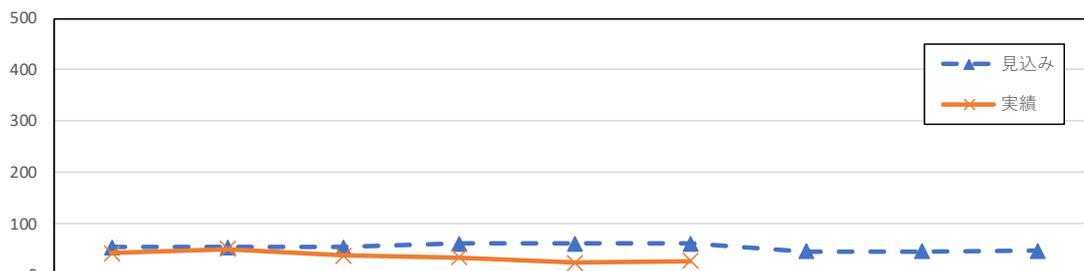
- ・令和元年度まで実利用人数は100人を超えていたものの、令和2年度から100人以下となっており、コロナ禍による利用控えが要因の一つとして考えられます。
- ・家族のレスパイト目的や、親亡き後を見据えた利用の増加を見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

- ・事業者等への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促すとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めていきます。

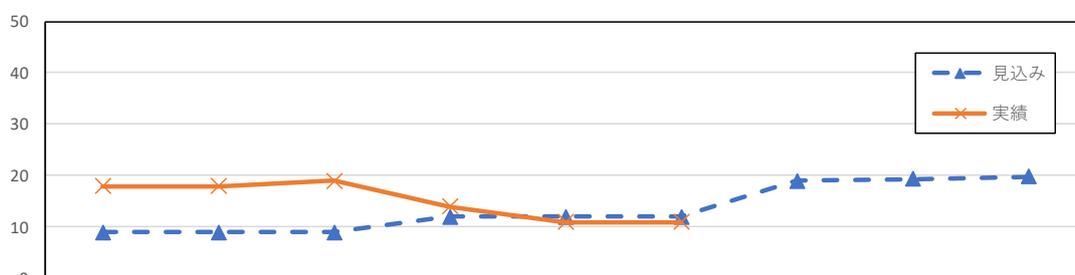
＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量～医療型～＞

(人日/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	55	55	55	62	62	62	46	47	48
実績	43	51	39	35	25	28			

(利用者数/月)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	9	9	9	12	12	12	19	19	20
実績	18	18	19	14	11	11			

※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用日数は25人日/月、実利用者数は11人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用日数48人日/月、実利用者数20人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- ・令和元年度まで実利用人数は50人を超えていたものの、令和2年度から50人未満となっており、コロナ禍による利用控えが要因の一つと考えられます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大以前の利用状況に戻ることを見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

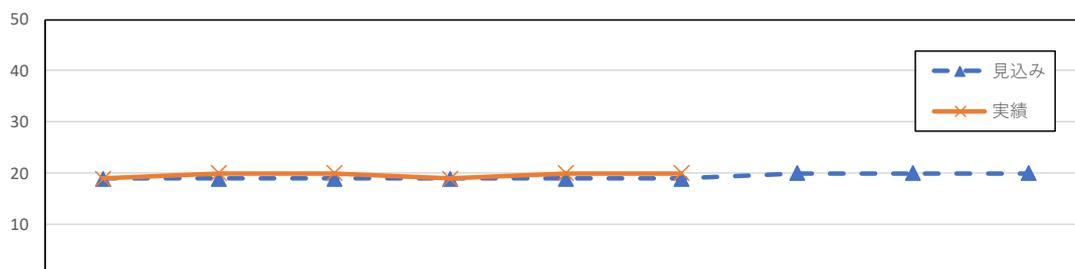
- ・事業者等への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促すとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めていきます。

③療養介護

療養介護は、医療が必要で、常に介護を必要とする人に、主に昼間病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞

(利用者数/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	19	19	19	19	19	19	20	20	20
実績	19	20	20	19	20	20			

※令和5年度は9月末時点の暫定実績

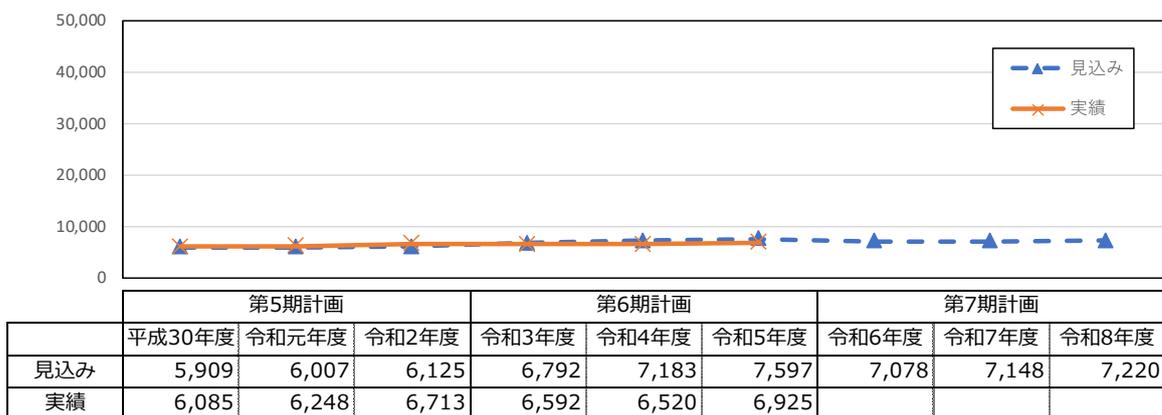
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は20人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数20人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から利用者数に大きな変化はなく、今後も現在の提供体制を維持、継続するものとして算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

④生活介護

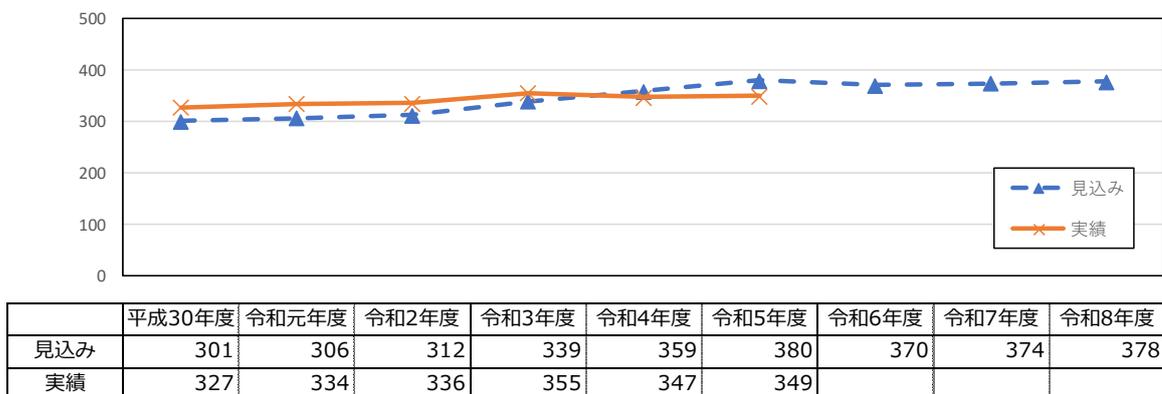
生活介護は、常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供するサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞

(人日/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用日数は6,520人日/月、実利用者数は347人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用日数7,220人日/月、実利用者数378人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- ・実利用者数は増加傾向にあるものの、令和3年度から横ばいとなり、延べ利用日数も横ばいとなっています。
- ・潜在的な利用ニーズは高いことから、利用の増加を見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

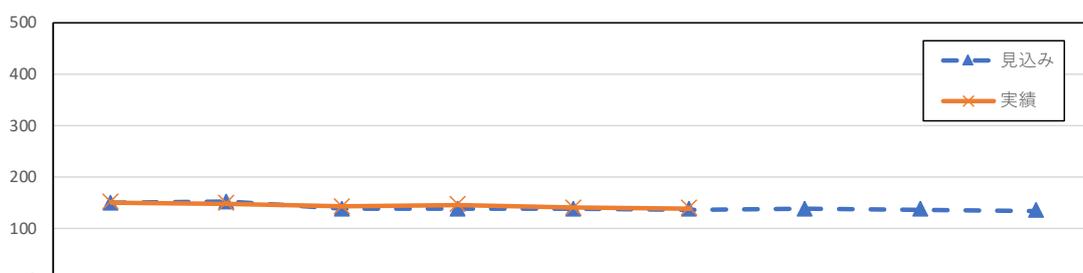
- ・市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について協議を進めるとともに、事業所の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施していきます。

⑤施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障害のある人に対し、主に夜間において入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行うサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞

(利用者数/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	149	151	138	138	137	136	137	136	134
実績	150	148	142	146	140	139			

※令和5年度は9月末時点の暫定実績

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は140人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数134人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の地域での生活環境の充実を目指す本市においては、現状の利用者数を維持しながら、入所者の地域移行と新規の利用者のバランスを見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す基本方針を踏まえて施設入所者の地域移行を促しているところです。地域移行を希望する人と地域生活の継続を希望している人に対して、障害のある人やその家族の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談支援等の充実を図っていきます。

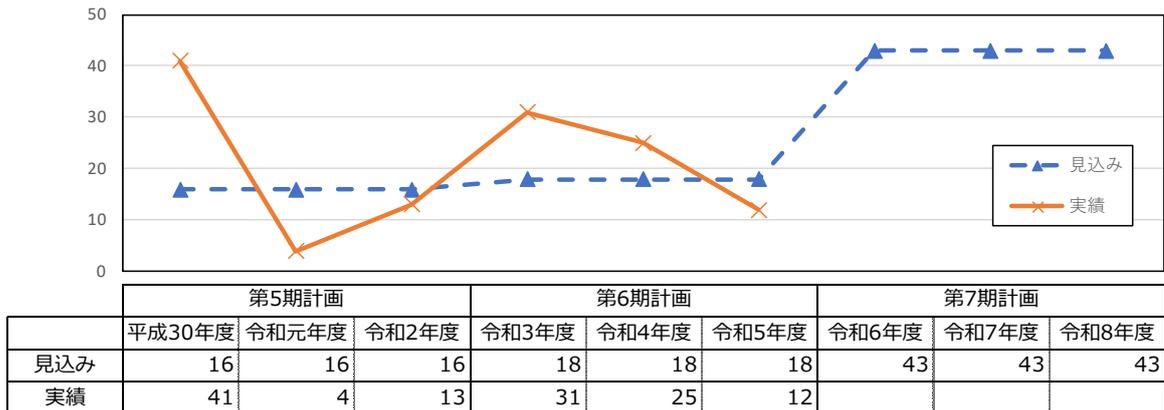
(3) 訓練等給付

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

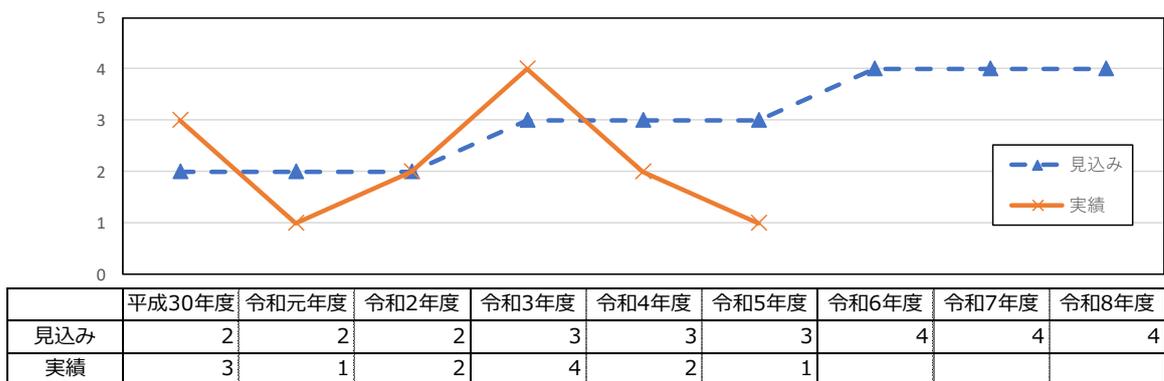
自立訓練は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量～機能訓練～＞

(人日/月)



(利用者数/月)

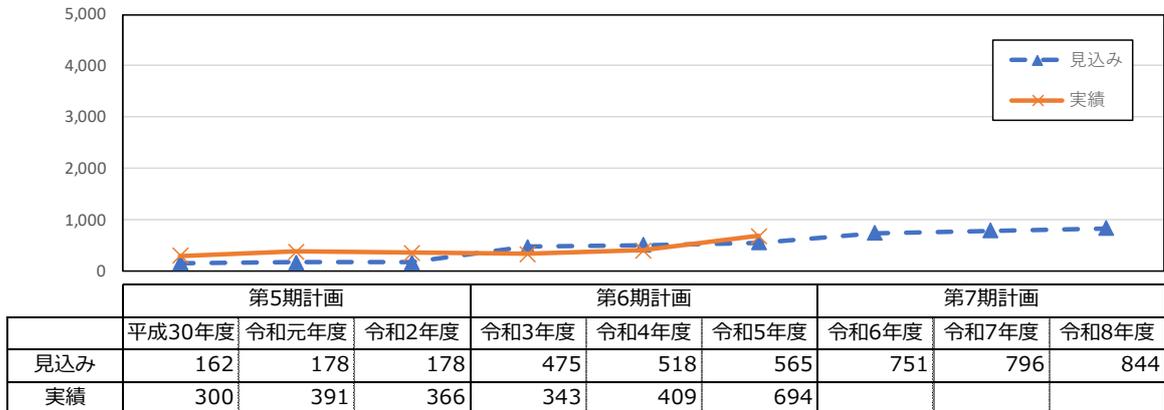


※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

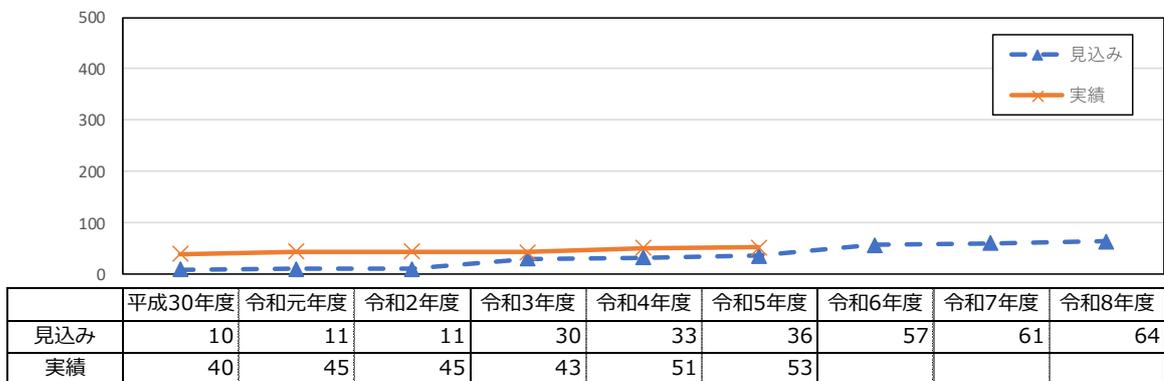
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の延べ利用日数は25人日/月、実利用者数は2人/月でした。 本計画では、令和8年度に延べ利用日数43人日/月、実利用者数4人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 年度によって利用状況に差が大きいことから、直近の最大利用者数に対応可能な提供体制を維持するものとして算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターの役割を検証し、今後、日中活動の場の整備状況等も考慮し、利用ニーズに対するあり方の検討を進めていきます。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量～生活訓練～＞

(人日/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用日数は409人日/月、実利用者数は51人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用日数844人日/月、実利用者数64人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- ・精神障害のある人の増加に伴い、利用日数、利用者数の増加を見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

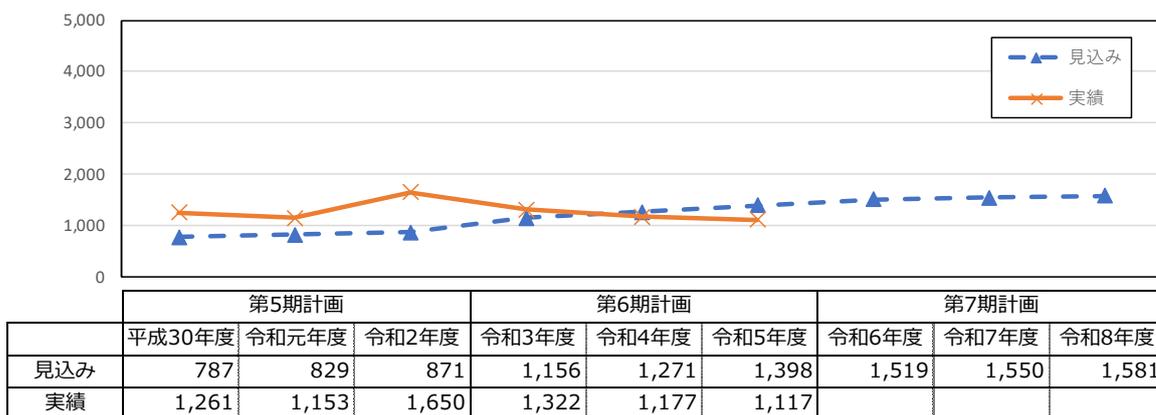
- ・今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況把握と利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、サービスの提供量を確保できるよう、事業所等との連携・協力を図っていきます。

②就労移行支援

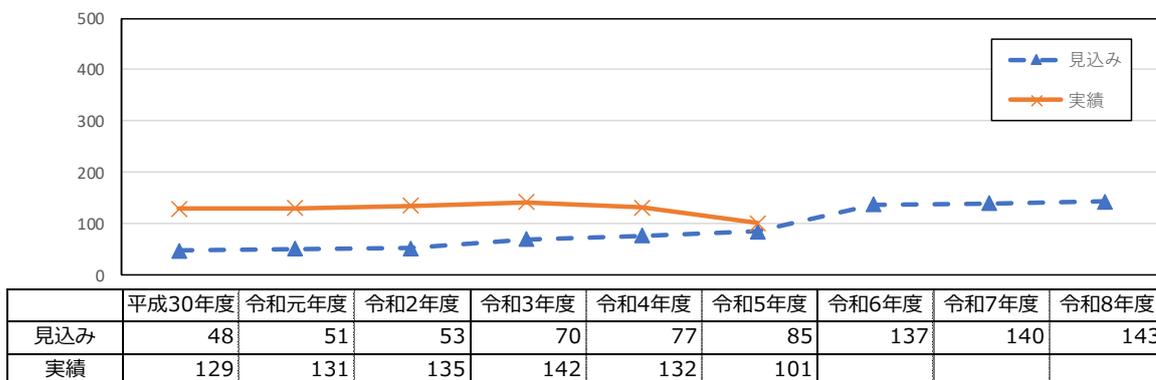
就労移行支援は、一般就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(人日/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- 令和4年度の実績の延べ利用日数は1,177人日/月、実利用者数は132人/月でした。
- 本計画では、令和8年度に延べ利用日数1,581人日/月、実利用者数143人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- 実利用者数は増加傾向にあるものの、令和4年度から横ばいとなり、延べ利用日数も令和2年度をピークに利用が減少しています。
- 一般就労へのニーズは依然として高いことから、利用の増加を見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

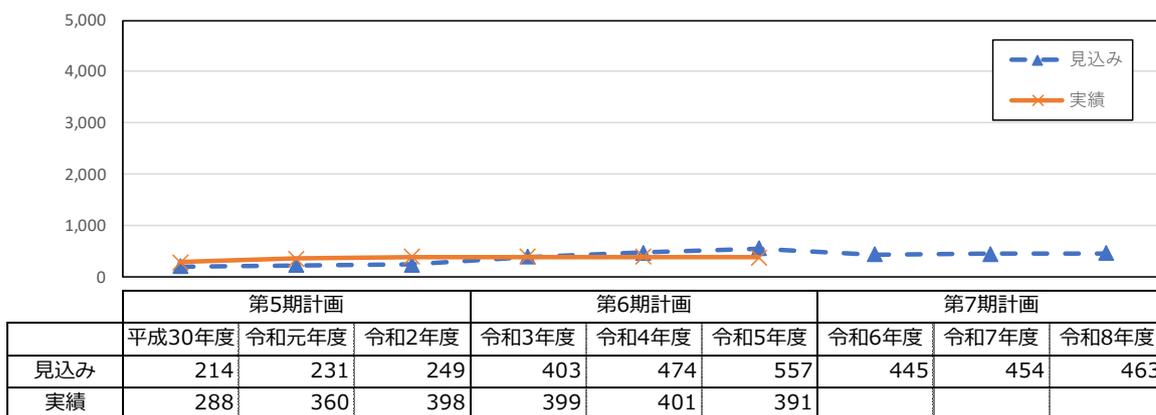
- 事業者の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施していきます。

③就労継続支援（A型・B型）

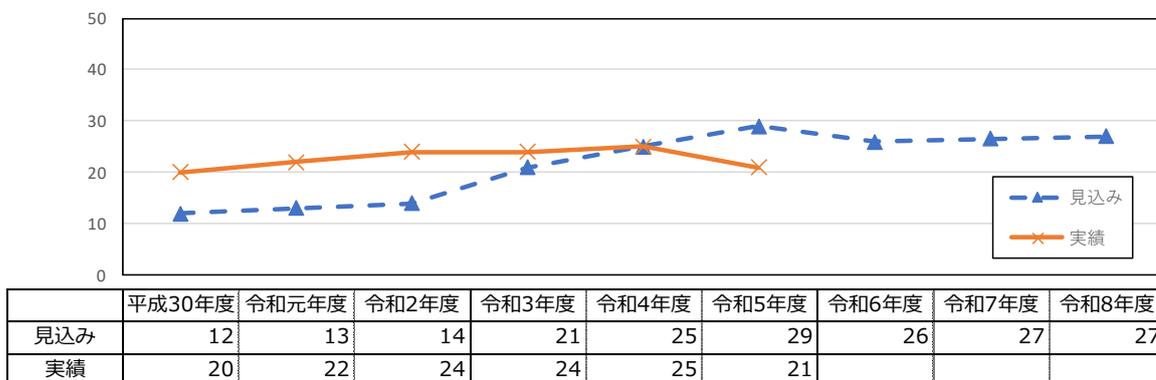
就労継続支援は、一般就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を伴うA型と、雇用契約を伴わないB型があります。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量～A型～＞

(人日/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用日数は401人日/月、実利用者数は25人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用日数463人日/月、実利用者数27人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

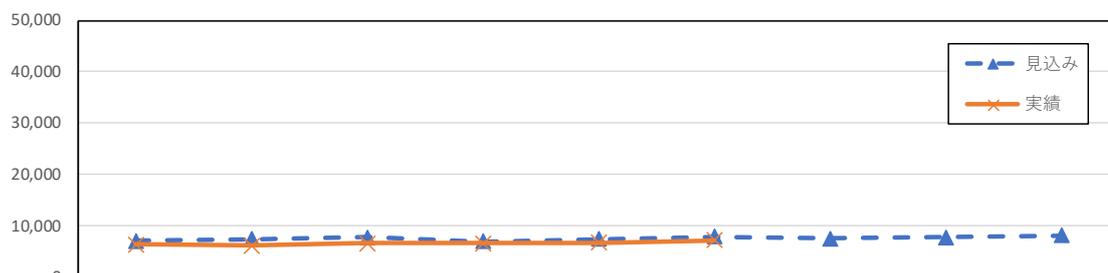
- ・市内に提供体制が無いことから、市外のサービス提供体制に依存してる状況です。
- ・利用者数は増加傾向にあることから、利用の増加を見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

- ・事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促していきます。また、引き続き就労支援センター・一歩を中心とした就労支援体制等により、より就労しやすい環境づくりを目指していきます。

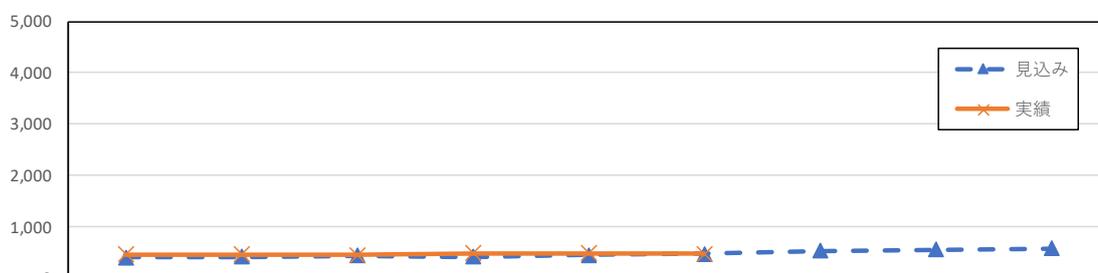
＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量～B型～＞

(人日/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	7,179	7,481	7,800	7,024	7,477	7,959	7,568	7,871	8,186
実績	6,377	6,167	6,635	6,646	6,789	7,205			

(利用者数/月)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	407	424	442	426	453	482	535	557	579
実績	466	467	457	487	495	479			

※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用日数は6,789人日/月、実利用者数は495人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用日数8,186人日/月、実利用者数579人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- ・利用者数は増加傾向にあるものの、延べ利用日数は横ばいとなっています。このことから、利用の増加を見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

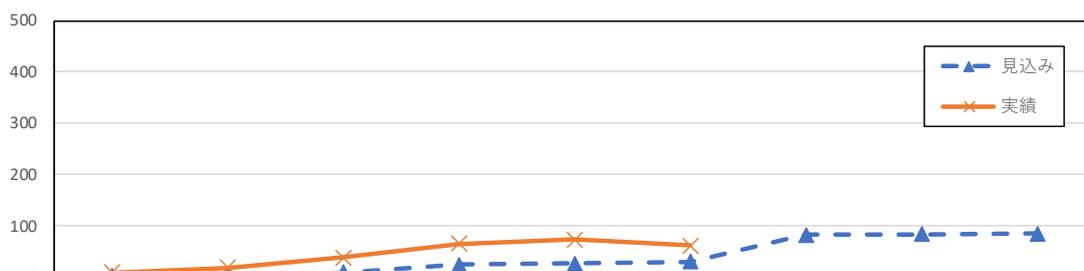
- ・事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促していきます。また、引き続き就労支援センター・一歩を中心とした就労支援体制等により、より就労しやすい環境づくりを目指していきます。

④就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化等により、生活面の課題が生じている人の相談を受け、必要な助言、就職先や関係機関等との連絡調整を行うサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞

(利用者数/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	2	5	10	25	27	30	82	84	86
実績	9	19	39	65	73	62			

※令和5年度は9月末時点の暫定実績

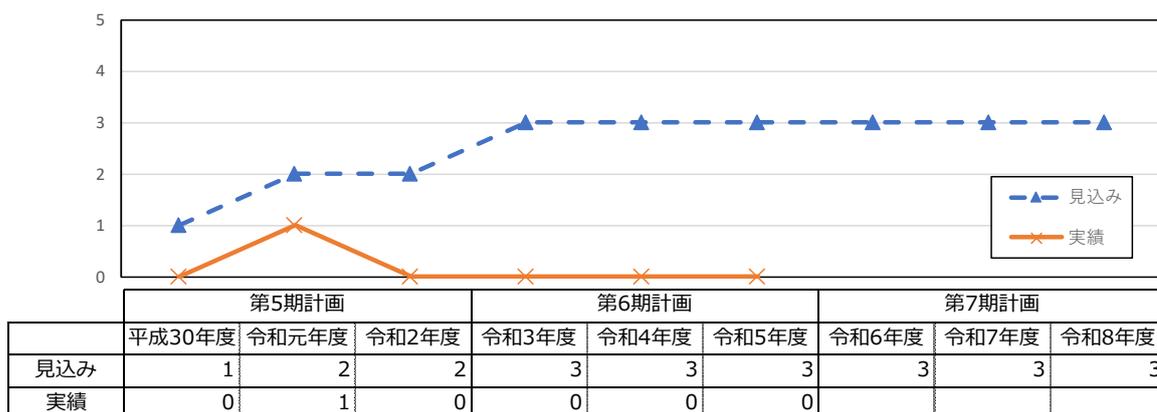
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は73人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数86人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、利用者数が急激に増加していることから、利用ニーズは高いことを見通しています。 就労移行支援利用者の一定数が就労定着支援の利用を希望することを見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、就労支援事業所との情報共有に努めていきます。

⑤ 自立生活援助

自立生活援助は、グループホーム等を利用していた人が、ひとり暮らしを始めたときに、その居宅への定期的な訪問等を行い、普段の障害のある人の状況を把握し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(利用者数/月)



※令和5年度は9月末時点の暫定実績

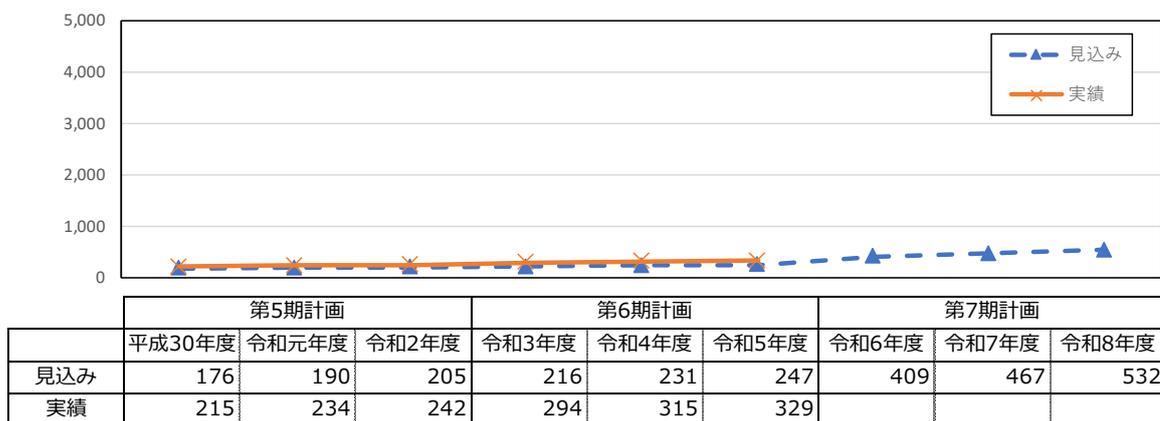
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は0人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数3人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に新設されたサービスですが、利用実績が少ない状況ですが、前期計画の見込み数を維持するものとします。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設・参入に向けた情報収集に努めていきます。

⑥共同生活援助

共同生活援助は、共同生活を行う住居（グループホーム）に入居する障害のある人に対して、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(利用者数/月)



※令和5年度は9月末時点の暫定実績

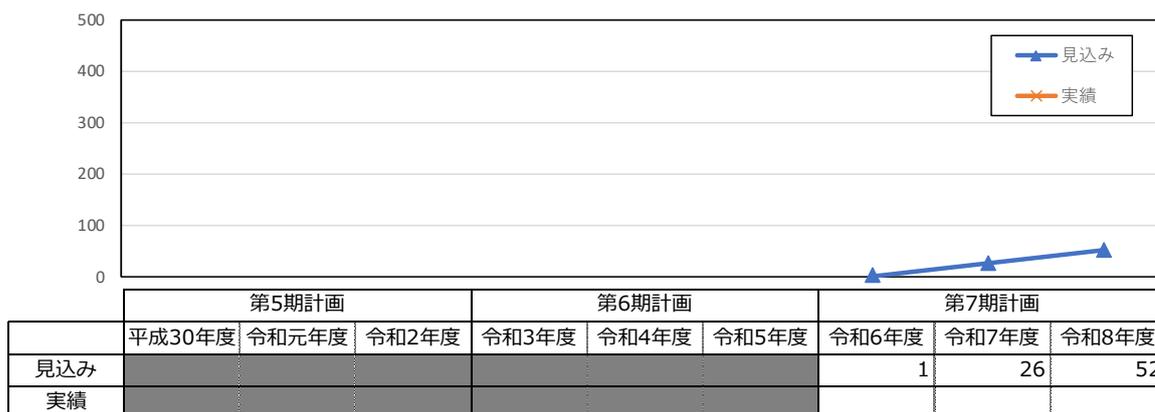
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は315人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数532人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に合わせて利用者数が増加しています。 地域での生活を希望する障害のある人や、親亡き後の生活の拠点としてのニーズが高いことを見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの整備に向け、事業者への情報提供や都補助制度の活用等により、新規事業所の誘致等を進めていきます。

⑦就労選択支援

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

<今後3年間の見込み量>

(利用者数/月)



利用実績と今後の見込み

- ・令和7年10月以降から、新規に就労継続支援（B型）を利用する際には、就労選択支援を先に利用することが求められる方向性で国では議論がされています。
- ・本市における令和4年度に新規で就労継続支援（B型）の利用を開始した人は52人でした。

見込み量の考え方

- ・令和7年度途中から段階的に利用が開始され、令和8年度には就労継続支援（B型）の新規利用者全員が利用することを見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

- ・国における制度設計の議論を注視しながら、市内の関係機関と情報共有を行い、必要な支援体制を確保していきます。

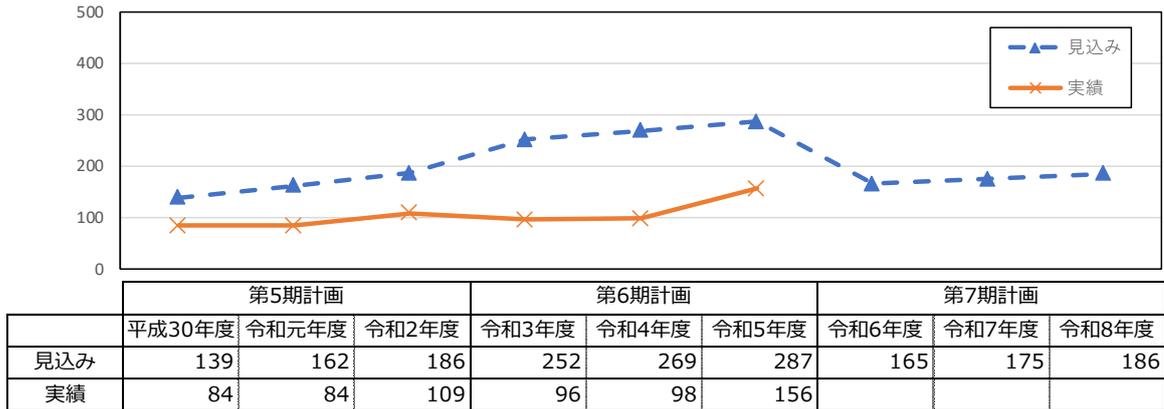
(4) 相談支援

① 計画相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービスの利用に当たり、その人に適した障害福祉サービスの利用計画の作成やモニタリング等の支援を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(利用者数/月)



※令和5年度は9月末時点の暫定実績

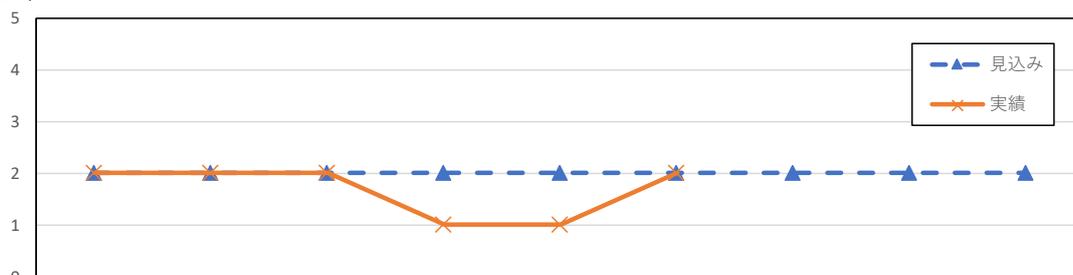
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は98人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数186人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ここ数年、利用者数は100人を前後していますが、令和5年度の間の実績では156人と利用が増えています。 現在の利用者には、十分に利用できていないとする意見もあることから、利用の増加を見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促していきます。

②地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

地域相談支援は、施設や病院に入所・入院している障害のある人に対して地域生活に移行するための支援を行ったり、地域で生活する障害のある人に対して地域生活を継続するための支援を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量～地域移行支援～>

(利用者数/月)



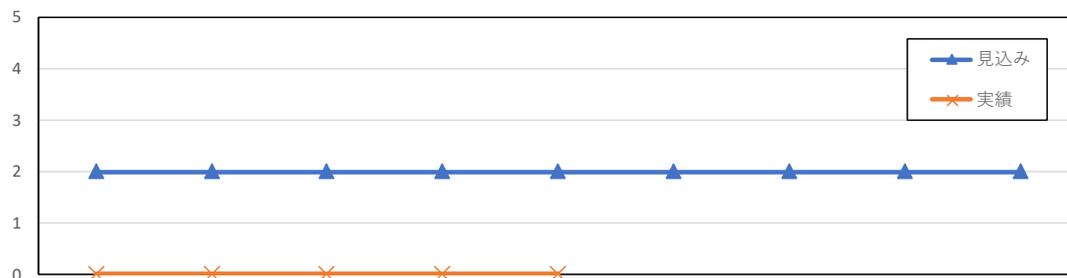
	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績	2	2	2	1	1	2			

※令和5年度は9月末時点の暫定実績

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は1人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数2人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所者の地域への移行目標数から算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの整備を踏まえながら、入所施設からの地域移行のニーズがある人を把握し、適切な支援につなげていきます。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量～地域定着支援～＞

(利用者数/月)



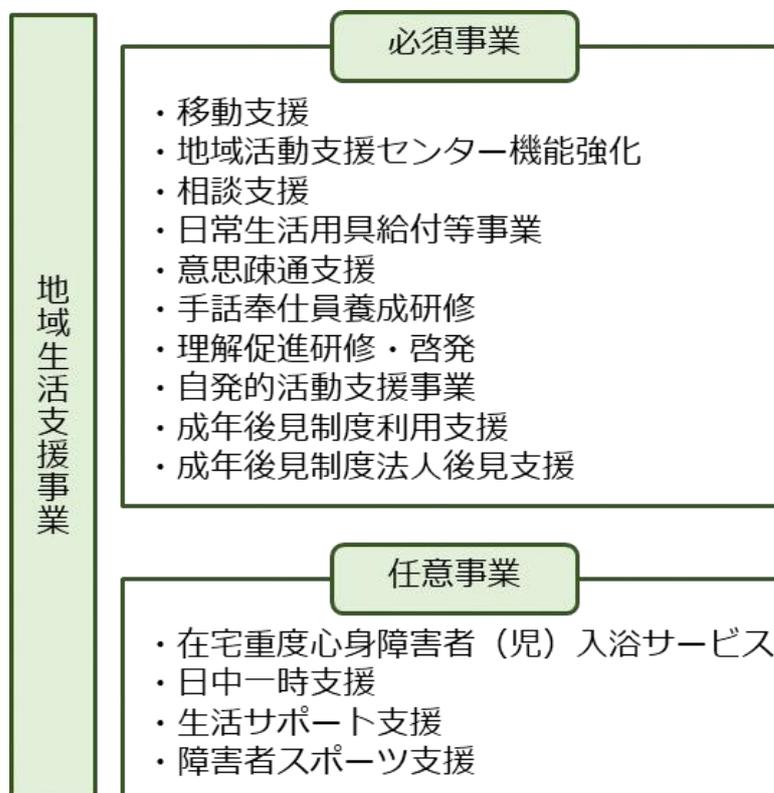
	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績	0	0	0	0	0				

※令和5年度は9月末時点の暫定実績

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は0人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数2人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行支援の利用見込みから算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの整備を踏まえながら、入所施設からの地域移行のニーズがある人を把握し、適切な支援につなげていきます。

4 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 地域生活支援事業の体系



(2) 必須事業

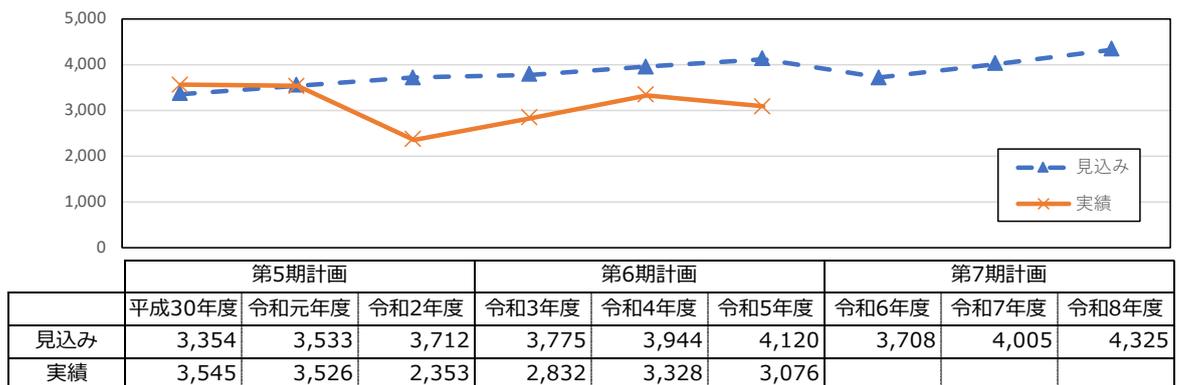
① 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すサービスです。

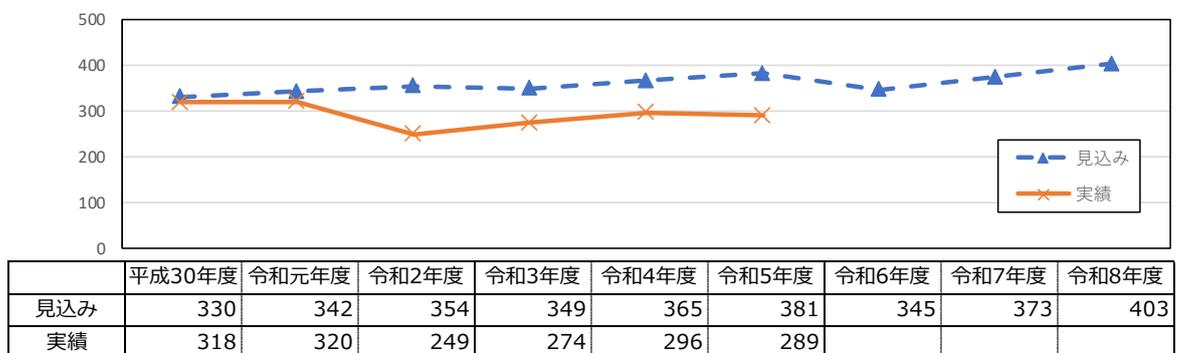
ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者であっても、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞

(時間/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

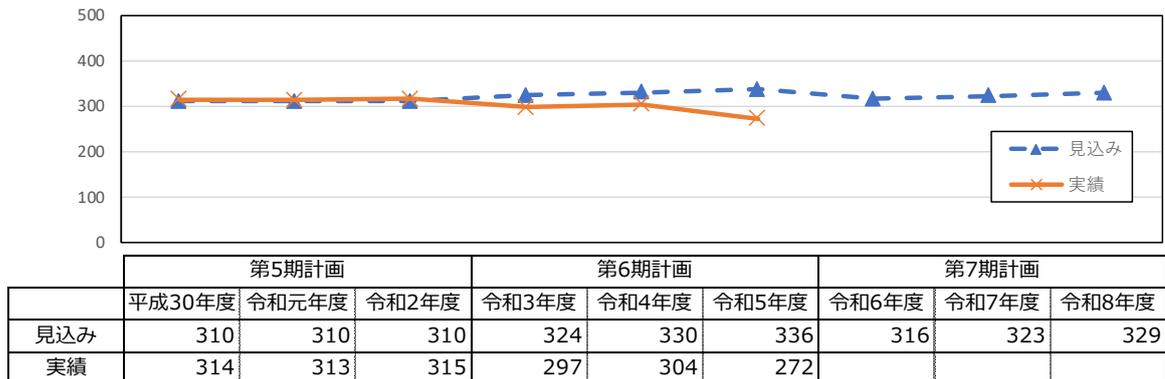
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の延べ利用時間数は3,328 間数/月、実利用者数は296 人/月でした。 本計画では、令和8年度に延べ利用時間数4,325 間数/月、実利用者数403 人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ここ数年、コロナ禍による一時の利用控えがあったものの、利用者数は300 人を前後しています。 アンケート、ヒアリング調査からも、移動支援の利用意向は高いことから、サービス利用の増加を見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 外出の支援による社会参加の機会を提供するため、事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促すとともに、サービスの担い手の確保に向けて、移動支援従事者の養成研修を実施します。

②地域活動支援センター

地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供等を行う拠点です。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞

(利用者数)



※令和5年度は9月末時点の暫定実績

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は304人でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数329人と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ここ数年、利用者数は300人を前後しています。 障害のある人は増えていることから、見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かしながら連携し、各相談支援事業所等の後方支援を行いながら、地域生活支援拠点等の面的整備を図り、障害のある人への適切な支援を進めていきます。

③相談支援事業

障害者相談支援は、障害のある人の一般的な相談支援を行います。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や、地域の相談支援事業所へのバックアップ等を行います。

今後の見込み

- ・本市では、障害福祉課と基幹相談支援センター・えぼっくの両基幹相談支援センターを中心に各地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター、地域活動支援センター・ハーモニー、地域活動支援センター・ブルーム）が相談支援を実施しています。
- ・障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援の利用決定に当たり必要となるサービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成する特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等が連携し、必要な相談支援の充実を図っていきます。
- ・地域生活支援拠点等事業を段階的に整備し、基幹相談支援センターの体制強化に加え、市内にある3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かしながら連携し、各相談支援事業所等の後方支援を行いながら、各相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等が効率的・効果的に機能する相談支援体制を整備します。

④日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、重度障害者（児）の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するため次の生活用具を給付しています。

- ・介護・訓練支援用具
- ・自立生活支援用具
- ・在宅療養等支援用具
- ・情報・意思疎通支援用具
- ・排泄管理支援用具
- ・居住生活動作補助用具(小規模改修)

今後の見込み

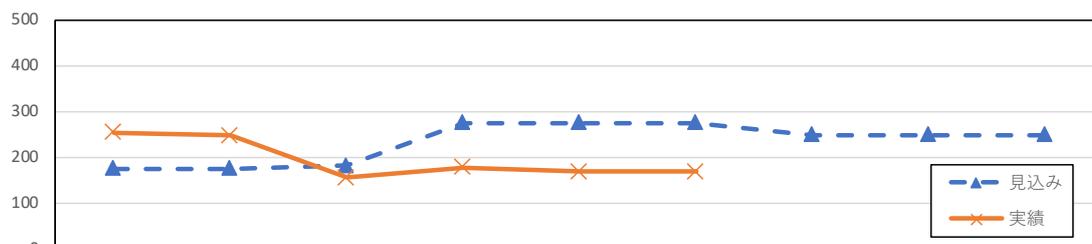
- ・社会環境の変化や、支援用具開発の状況等を踏まえ、日常生活用具の給付品目や給付対象の見直しを行うことによって、障害のある人の日常生活がより円滑に行われ、障害のある人の生活力の向上につながるよう取り組みます。

⑤意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）

意思疎通支援事業は、手話通訳者、要約筆記者（パソコンの文字入力を用いた文字通訳を含む）を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等、意思疎通を図ることに困難を抱える障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にする事業です。

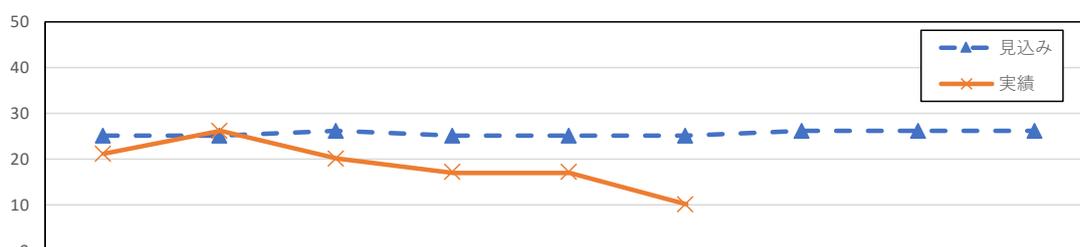
＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量～手話通訳者派遣事業～＞

(件/年)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	175	175	182	275	275	275	249	249	249
実績	254	247	155	177	169	168			

(利用者数/年)



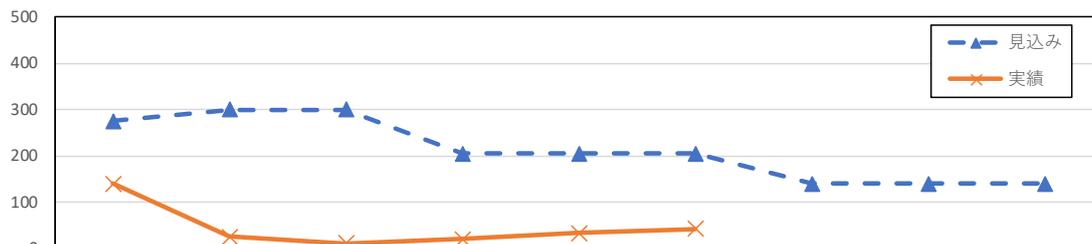
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込み	25	25	26	25	25	25	26	26
実績	21	26	20	17	17	10			

※令和5年度は4月～9月分までの実績に2を乗じた数

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の延べ利用日数は169件/年、実利用者数は17人/年でした。 本計画では、令和8年度に延べ利用日数249件/年、実利用者数26人/年と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、コロナ禍の影響等により利用が減少しています。 コロナ禍からの回復により、障害のある人の社会活動も活発になり、コロナ以前の提供体制が必要になることを見通して算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

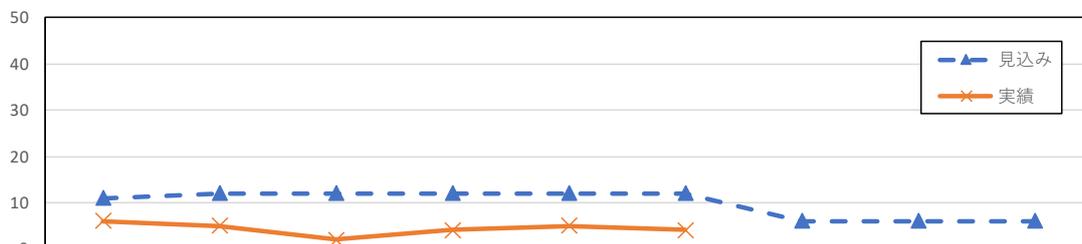
＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量～要約筆記者派遣事業～＞

(件/年)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	275	300	300	204	204	204	140	140	140
実績	140	25	11	20	33	42			

(利用者数/年)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込み	11	12	12	12	12	12	6	6
実績	6	5	2	4	5	4			

※令和5年度は4月～9月分までの実績に2を乗じた数

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用件数は33件/年、実利用者数は5人/年でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用件数140件/年、実利用者数6人/年と見込んでいます。

見込み量の考え方

- ・令和元年度以降、利用が減少しています。
- ・コロナ禍による外出機会等の減少による影響も踏まえながら、平成30年度の提供体制を維持するものと算出しています。

提供体制の確保の方策

- ・サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

⑥手話通訳者養成研修事業

本市では、手話奉仕員養成研修事業に代わり、手話講習会（初級クラス・中級クラス・上級クラス・通訳養成クラス・試験対策クラス）を実施し、手話で日常会話を行うために必要な知識や技術を習得した手話通訳者の養成を実施しています。

＜ 実績～手話通訳者養成研修事業～ ＞

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	受講者数 (人)	講習時間数 (時間)
初級	15	24	17	72	令和5年度の受講者数については確認中です。	
中級	15	28	14	72		
上級	18	24	11	72		
通訳養成	7	26	6	72		
試験対策	10	40	4	72		

今後の見込み

- ・本市において、登録手話通訳者を目指す人を対象に、全国手話通訳者統一試験に対応した手話通訳者養成講座を実施しています。
- ・今後、手話通訳者を養成・確保していくために、本事業の周知に努め、継続的に受講者を確保していきます。

⑦理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、「地域共生社会」の実現を目指していきます。障害や障害のある人への理解を深めるための教室等の開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行っていきます。

今後の見込み

- ・本計画の基本理念である「共生のまち西東京」や、西東京市地域福祉計画の中で掲げている「西東京市版地域共生社会」の実現において、障害の有無や性別・年齢等、様々な垣根を越えた、支え合いの地域をつくることが本市の福祉施策の大きな目標となっています。
- ・具体的な施策として、障害福祉に関する講演会の開催や、西東京市民まつりや障害者週間等のイベントでの普及啓発活動、地域交流イベントの開催等を行っていきます。

⑧自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、「地域共生社会」の実現を進めていきます。ピアサポート、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等の支援が考えられています。

今後の見込み

- ・本市では、障害福祉に関する団体の育成及び福祉の向上のため、福祉団体に対する運営費補助を行っています。
- ・また、市内の自主団体が実施している「ペア・ピアカウンセリング」（障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組）等、障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動を支援していきます。

⑨成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある人のうち、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に、その費用を支給する事業です。

今後の見込み

- ・本市では、従来から権利擁護センターあんしん西東京において、障害のある人や高齢者等に対する成年後見の申立支援等を行ってきたところです。
- ・障害のある人の高齢化、高齢者の障害化に伴い、利用ニーズの増加が予想されるため、今後も引き続き、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援していきます。

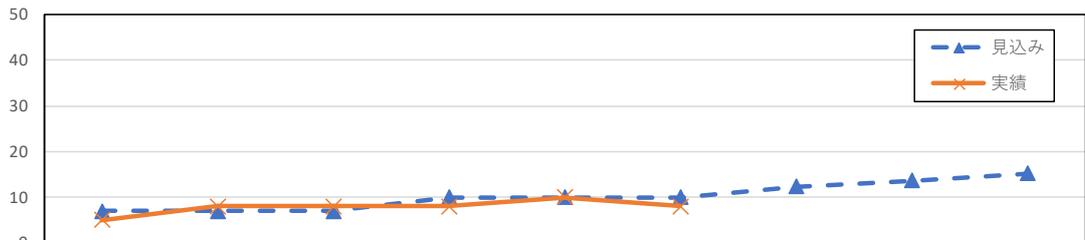
(3) 任意事業

①在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業

在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業は、家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(利用者数/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	7	7	7	10	10	10	12	14	15
実績	5	8	8	8	10	8			

※令和5年度は9月末時点の暫定実績

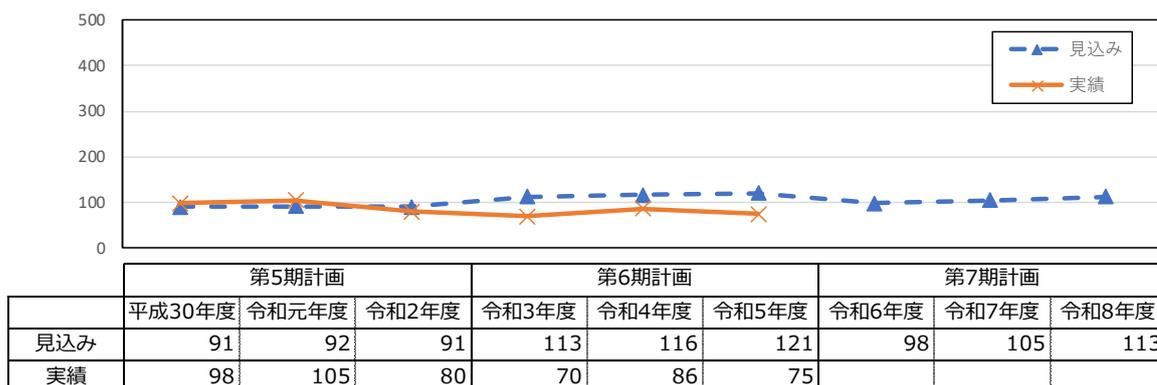
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は10人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数15人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活を希望する障害のある人が一定数いることから、利用意向は高まりを見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

②日中一時支援事業

日中一時支援事業は、日中の時間帯の障害福祉サービス事業所において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(利用者数/月)



※令和5年度は9月末時点の暫定実績

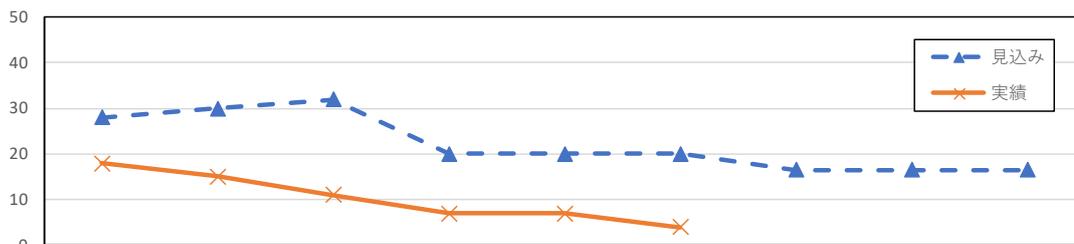
利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は86人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数113人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、コロナ禍の影響等により利用が減少していますが、障害のある人の社会参加や障害福祉サービス利用後の夕方の活動支援への利用ニーズの拡大を見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。 また、日中一時支援の提供体制の拡充に向けて、事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促します。

③生活サポート支援事業

生活サポート支援事業は、日常生活に関する支援を行わなければ、障害のある人の生活に支障を来たすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞

(利用者数/月)



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	28	30	32	20	20	20	17	17	17
実績	18	15	11	7	7	4			

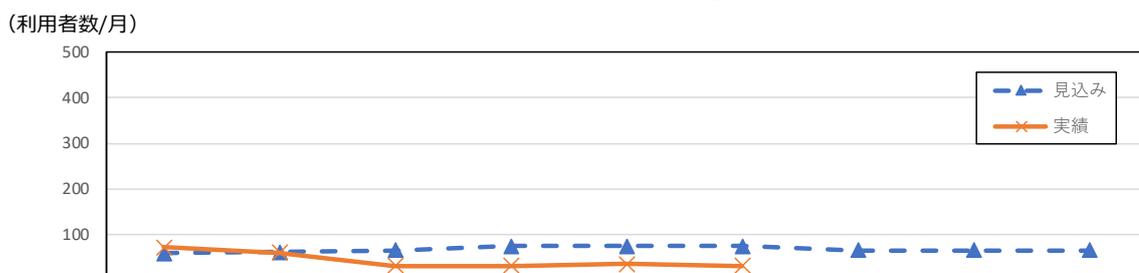
※令和5年度は9月末時点の暫定実績

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は7人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数17人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、コロナ禍の影響等により利用が減少しています。 障害のある人の在宅生活のニーズは高いことから、本サービスの利用の増加を見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

④障害者スポーツ支援事業（社会参加促進事業）

障害者スポーツ支援事業は、市内在住の障害のある人及び市内の障害福祉サービス事業所等に通所する市外在住の障害のある人に対して、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図る事業です。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	59	62	66	75	75	75	66	66	66
実績	72	60	32	31	36	31			

※令和5年度は9月末時点の暫定実績

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は36人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数66人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、コロナ禍の影響等により利用が減少しています。 障害のある人の社会参加の機会へのニーズは高いことから、本事業の参加の増加を見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や体力に応じたスポーツによる筋力や体力の向上を図り、障害のある人がスポーツに参加できるよう、サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知を進めていきます。 また、スポーツを行える機会の充実や環境づくりに努めていきます。

第6章 西東京市障害児福祉計画

1 基本的な考え

西東京市障害児福祉計画は、3年の計画期間の中で、本市における18歳未満の人への障害児福祉サービスの提供量および提供体制の確保の方策を定めるものです。

2 国の基本指針に基づく指標

(1) 前期計画の目標の達成状況

① 障害児支援の提供体制の整備等

本市では、令和4年度より、児童発達支援センターひいらぎを運営し、支援対象年齢をこれまでの未就学児から18歳までに拡充し、子どもの発達を一緒に考え、地域の中で育むことを基本理念に位置づけ、相談及び保護者支援等の地域支援体制の拡充等を図っております。センター化以降、相談実施後における子どもの状況を踏まえたグループ指導の体験を通じて、必要な療育の気づきにつなげるクラスを拡充しています。

相談・専門療育の面では、支援対象年齢を18歳までと拡充したことから就学後の保護者から相談を受けるケースが増加しており、これまで以上に関係部署及び関係機関との連携が重要となっています。地域連携の面では、アウトリーチとして、幼稚園、保育園訪問の回数増加、各種研修、講座の回数増加、他の児童発達支援事業所との連携等を進めています。

また、泉小学校跡地の障害者福祉施設では、重症心身障害児が利用できる放課後等デイサービスの事業所を確保することともに、重症心身障害児が利用できる児童発達支援事業所を誘致しています。

(2) 本計画における成果目標の設定

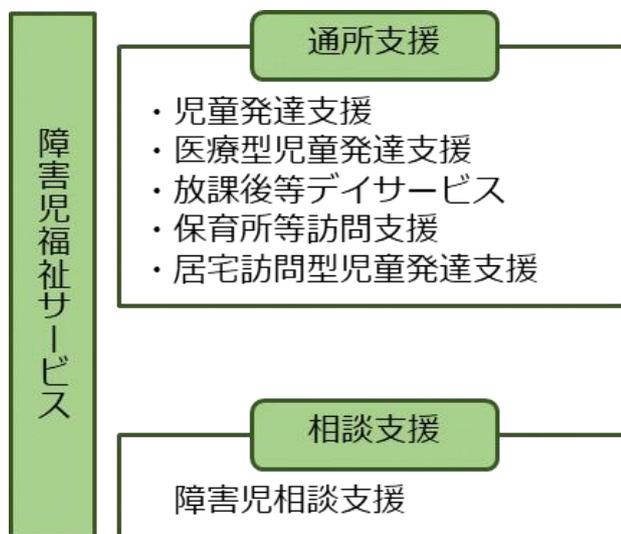
① 障害児支援の提供体制の整備等

国では令和8年度までの目標として、新たに次の4つの目標を設定しています。

項 目	基準値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	未設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	0人	1人

3 障害児福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 障害児福祉サービスの体系



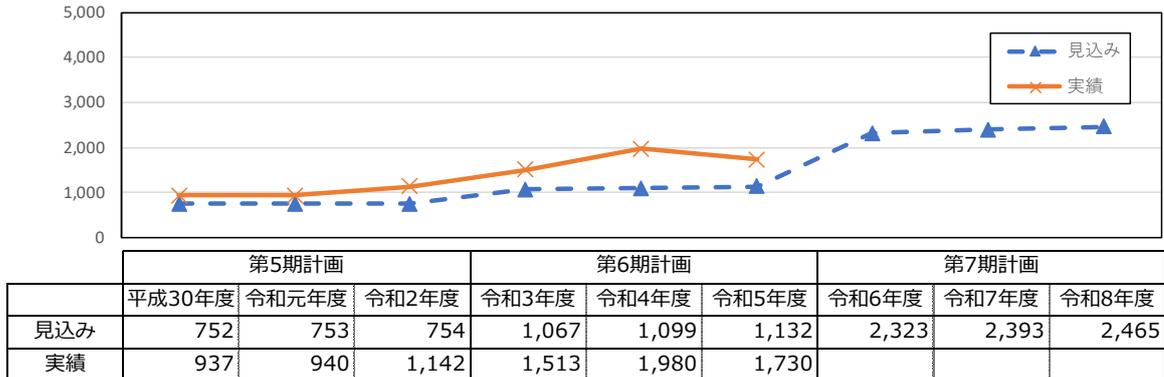
(2) 障害児通所支援

① 児童発達支援

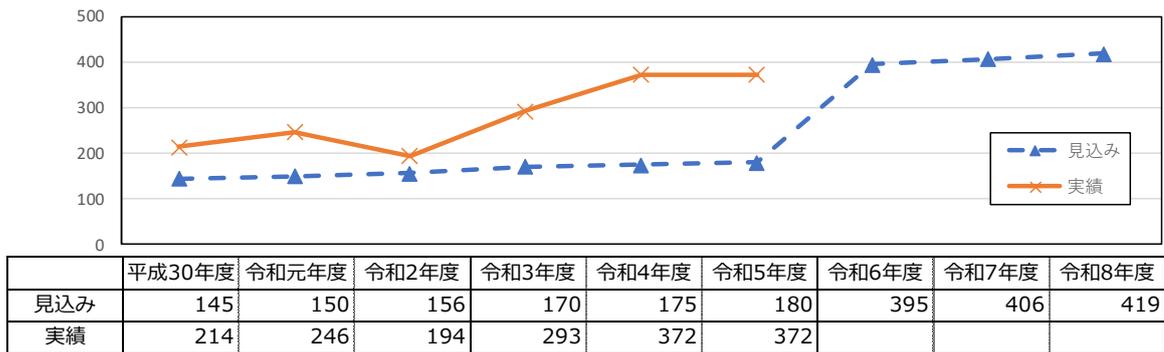
児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(人日/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用日数は1,980人日/月、実利用者数は372人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用日数2,465人日/月、実利用者数419人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- ・令和2年度にコロナ禍による一時的な利用控えがあったものの、令和3年度以降は利用者が増加し続けています。
- ・障害や発達に遅れのある子どもの早期発見、早期療育は重要であることから、本サービスを必要とする子どもが増加することを見据えて算出しています。

提供体制の確保の方策

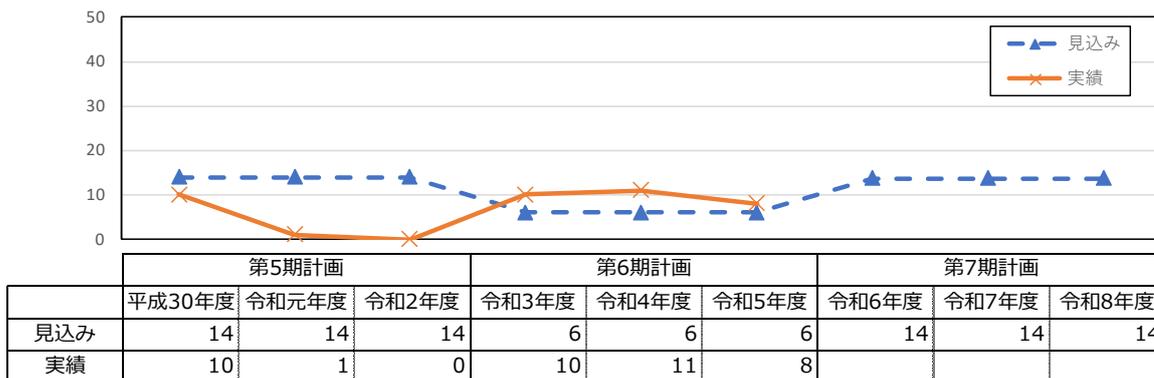
- ・事業者の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施していきます。
- ・児童発達支援センターひいらぎや、発達支援コーディネーターの増員等を図ることにより、市と民間事業所との役割分担及び連携によって、子どもの発達に関する支援の拡充を図っていきます。

②医療型児童発達支援

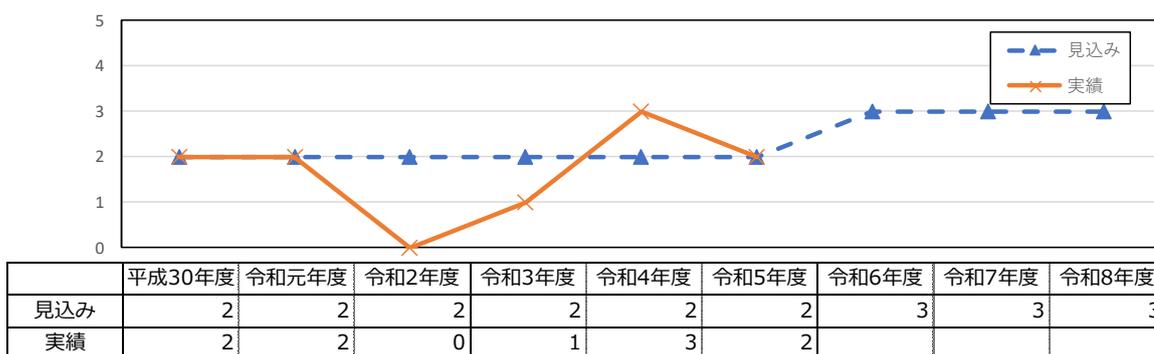
医療型児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(人日/月)



(利用者数/月)



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- 令和4年度の実績の延べ利用日数は11人日/月、実利用者数は3人/月でした。
- 本計画では、令和8年度に延べ利用日数14人日/月、実利用者数3人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- 年度により利用状況に差が大きいことから、直近の利用者数に対応可能な提供体制を維持するものとして、算出しています。

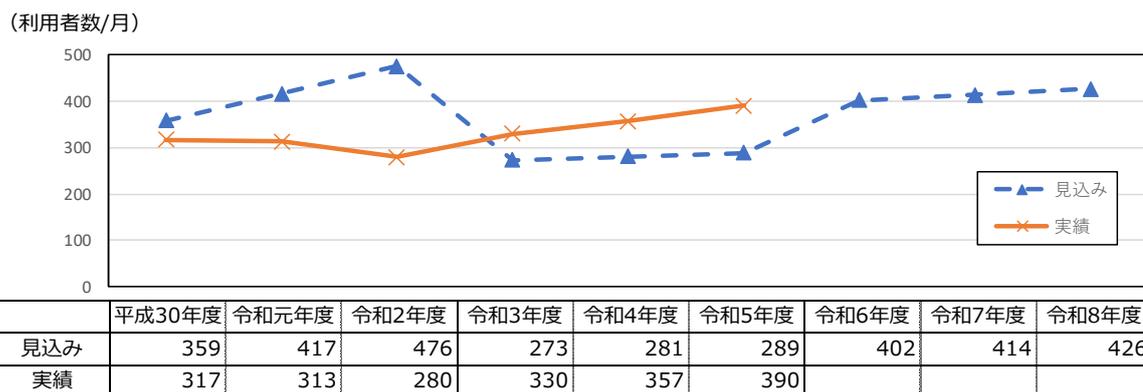
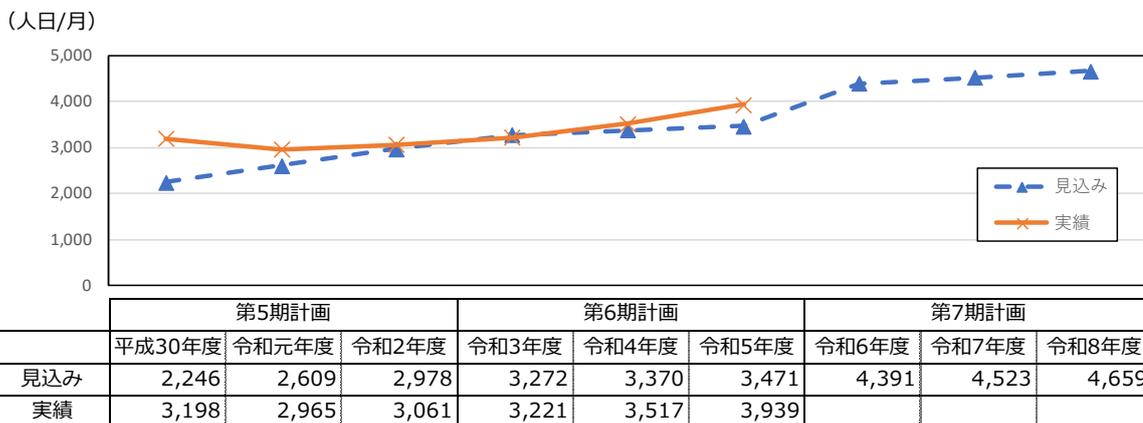
提供体制の確保の方策

- サービスを必要とする人や利用ニーズの把握に努めた上で、事業実施場所の確保に向け、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。
- 児童発達支援センターひいらぎにおける現行のサービスに加え、医療的ケア児を対象とする児童発達支援事業所の設置が求められていることから、サービスを提供する地域資源の拡充に取り組みます。

③放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み

- ・令和4年度の実績の延べ利用日数は3,517人日/月、実利用者数は357人/月でした。
- ・本計画では、令和8年度に延べ利用日数4,659人日/月、実利用者数426人/月と見込んでいます。

見込み量の考え方

- ・令和2年度にコロナ禍による一時の利用控えがあったものの、令和3年度以降は利用者が増加し続けています。
- ・障害や発達に遅れのある子どもの早期発見、早期療育は重要であることから、本サービスを必要とする子どもが増加すると見据えて算出しています。

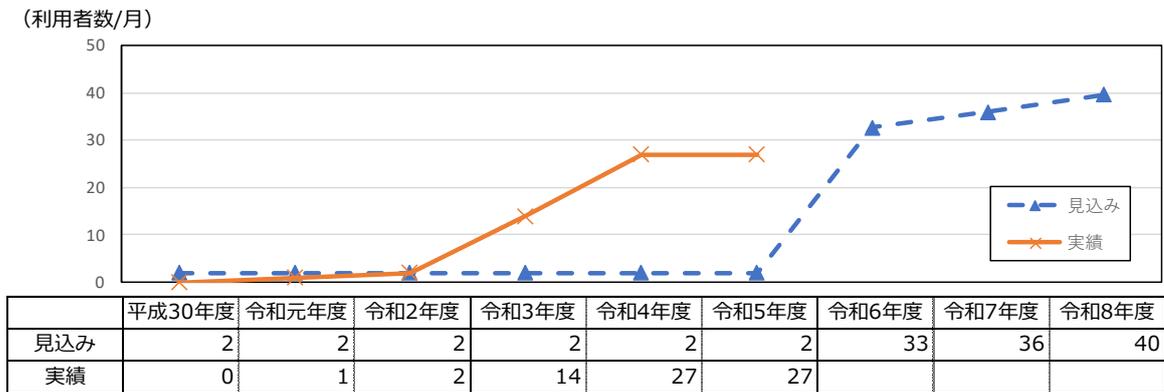
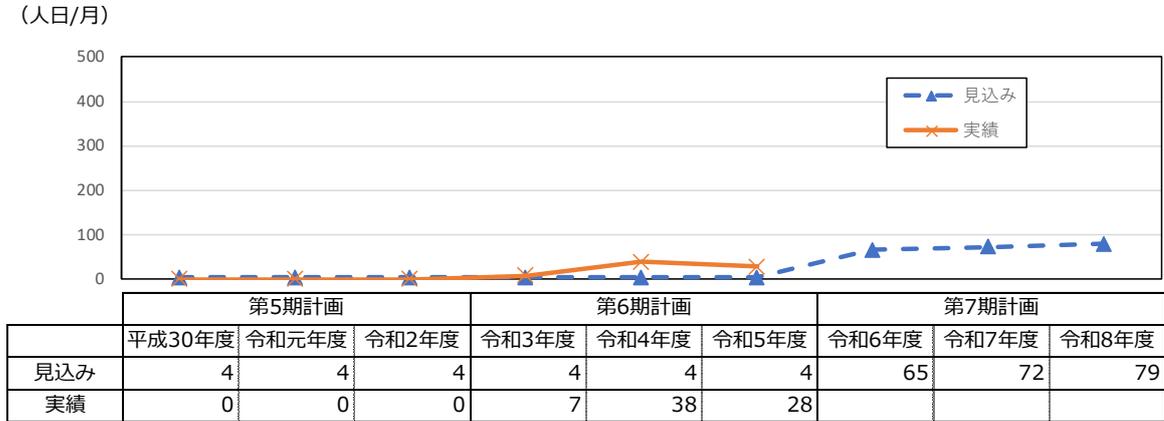
提供体制の確保の方策

- ・事業者等への情報提供を進め、サービス拡大、参入を促していきます。
- ・新たに放課後等デイサービス事業を実施する事業所に対しては、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受け入れを促す等により、市全体としての療育体制の充実を図っていきます。

④保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

＜過去の利用実績と今後3年間の見込み量＞



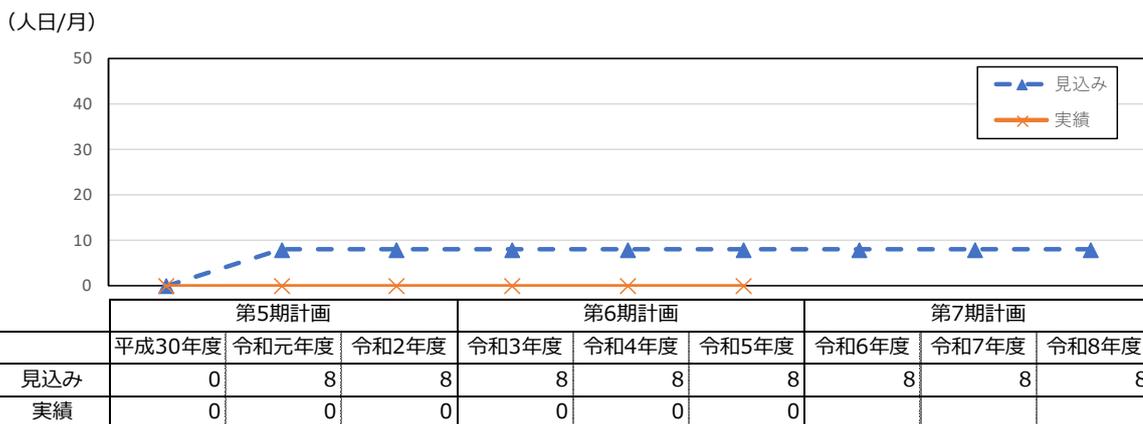
※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の延べ利用日数は38人日/月、実利用者数は27人/月でした。 本計画では、令和8年度に延べ利用日数79人日/月、実利用者数40人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降、利用者が急増しています。 今後も、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者の増加にあわせて利用が増加することを見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等への情報提供を進め、サービス拡大、参入を促していきます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対して、その居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>



※令和5年度は4月～9月分までの暫定実績

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の延べ利用日数は0人日/月、実利用者数は0人/月でした。 本計画では、令和8年度に延べ利用日数8人日/月、実利用者数2人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 利用実績がない状況ですが、前期計画の見込み数を維持するものとしします。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めていきます。

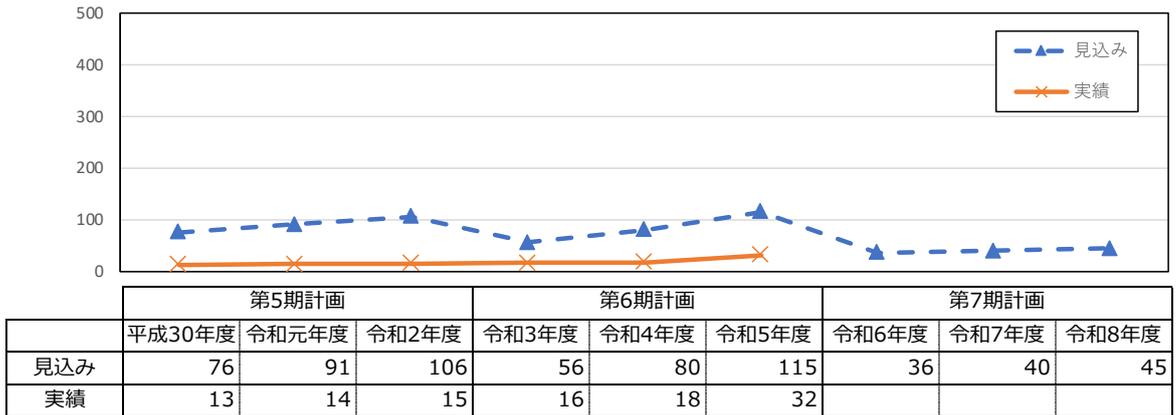
(3) 相談支援

① 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用するに当たり、その人に適した障害児支援利用計画の作成やモニタリング等の支援を行うサービスです。

<過去の利用実績と今後3年間の見込み量>

(利用者数/月)



※令和5年度は9月末時点の暫定実績

利用実績と今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績の実利用者数は18人/月でした。 本計画では、令和8年度に実利用者数45人/月と見込んでいます。
見込み量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ここ数年、利用者数は20人を前後していますが、令和5年度の間の実績は大幅な増加となっています。 障害のある子どもの増加や、療育に対する理解促進や支援の強化により、今後も利用者数の増加を見据えて算出しています。
提供体制の確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、これまでの側面的な支援のほか、放課後等デイサービス事業所への働きかけを行ってきたところですが、市内だけでなく近隣市を含め、障害児相談支援事業所が少ないのが現状です。 事業所の数が限られている中で障害児利用計画の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との情報共有・情報収集を行っていきます。また、事業者等への情報提供を進め、サービス拡大、参入を促していきます。

第7章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗状況のモニタリング

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

2 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの提供体制の整備

民間のサービス事業所に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、サービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

3 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要です。今後も計画の策定や見直しにあたっては、市民の意識や要望を把握するためのアンケート調査・ヒアリング調査等の各種調査や、パブリックコメントの実施等、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画をより効果的に実施していくためには、行政と市民、民間事業所及び関係機関が連携・協働することが重要となります。そこで、本計画の施策を実施するにあたっては、既存のネットワークを発展・拡充し、庁内外の関係機関との連携を強化していくとともに、障害福祉サービス事業所や障害者団体の自発的な参加を推進し、四者が共に計画を推進する体制づくりを進めます。

4 PDCA サイクルによる進捗管理

地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクルに基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

1 用語集

【あ行】

●愛の手帳

国が定める療育手帳について、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるため交付される手帳です。全国的には療育手帳と呼ばれ、東京都では、18歳未満の人は児童相談所、18歳以上の人は東京都心身障害者福祉センターにて判定を受けた上で取得することができます。

●アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことです。

●アクセシビリティ

障害のある人や高齢の人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつくことができ、提供されている情報や機能を利用できる状態を指します。

●一般就労

障害福祉サービス事業所等で就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。

●医療的ケア

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

●親亡き後

障害のある人の介護を、その人の親が行っている場合において、親が先に亡くなった後の障害のある人の介護や財産の管理等を、不自由や不利益がないようにするための課題のことです。

親が健在なうちに、相談支援専門員や福祉施設等との相談を重ね、課題を一つずつ解決していくことが重要になります。

【か行】

●基幹相談支援センター

障害のある人とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う施設です。障害の種別や年齢にかかわらず様々な相談に対応するとともに、相談支援事業所との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を進めていきます。本市では、障害福祉課内と基幹相談支援センター・えぼっくに基幹相談支援センターを設置しています。

●ケアラー

心や体に不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。

●ケースワーカー

病気や障害などの困りごとを抱えている人や、経済的な問題を抱えている人の相談に応じ支援につなげる職種のことです。

●権利擁護

福祉の分野において、英語の「Advocacy」（「擁護」や「支持」「唱道」等の意味を持つ）を日本語に置き換えたときに「権利擁護」という表現が用いられることがあります。

「権利擁護」という言葉の明確な定義はありませんが、一例としては、自分自身の思いや意見を他の人に伝えたり、主張したりすることが難しく、そのために社会生活を営む上で困難を抱えている人たちの意思を人や社会に伝えることや、そのための支援活動を指す場合があります。また、この考え方に基づくると、成年後見制度も「権利擁護」活動の一環と位置付けることができます。



●高次脳機能障害

病気や交通事故等、さまざまな原因によって脳に損傷を来たしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力等の認知機能や精神の障害を指します。失語症・記憶障害・注意障害・失認症（半側空間無視・身体失認）・失行症・地誌的障害・遂行機能障害・行動と情緒の障害等があり、身体上の障害とは異なり表面的には目立たず、また、障害のある人も意識しづらいために理解されづらいという特徴を持っています。外見からはわかりにくく、障害を知らない人から誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれています。

●コーディネーター

様々な人の思いや状況を整理し、物事がうまく進むように調整する職種のことです。

【さ行】

●児童発達支援センター

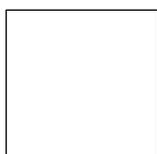
地域の障害のある子どもが通所により、日常生活における基本的動作の指導を受け、自立に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための療育を受ける施設です。児童発達支援センターの開設には、人員基準として嘱託医、児童指導員及び保育士、栄養士、調理員等の配置が示されているとともに、設備基準として指導訓練室、遊戯室等の設置が示されています。

また、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

一方で、児童発達支援事業は、障害のある子どもやその家族に対する支援を行う、身近な療育の場として位置付けられます。

●社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しづらい施設、設備等）、②制度（利用しづらい制度等）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化等）、④観念（障害のある人への偏見等）等が挙げられます。



●重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）といいます。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳です。指定医より「身体障害者診断書・意見書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、審査を経た上で障害等級が決定します。

●精神障害者保健福祉手帳

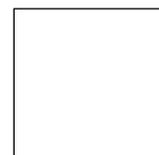
精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に交付される手帳です。精神疾患の診察をしている主治医・専門医に「診断書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、審査を経た上で障害等級が決定します。

●成年後見制度

高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人に対して、代理権等を付与された後見人等が保護（財産管理や身上監護）する制度です。

●相談支援専門員

障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となっています。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。



【た行】

●地域活動支援センター

地域の実情に応じ、障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う「Ⅰ型」、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーション等を行う「Ⅱ型」、基礎的事業の実施に加え、障害のある人を通所させ創作的活動を行う「Ⅲ型」があります。

本市においては、保谷障害者福祉センター（主に身体障害のある人が対象）、地域活動支援センター・ハーモニー（主に精神障害のある人が対象）、地域活動支援センター・ブルーム（主に知的障害のある人が対象）が設置されており、各機関が連携の上、利用者からの相談に対応しています。

●地域共生社会（西東京市版地域共生社会）

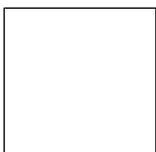
人口減少や少子高齢化をはじめとする社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野による「縦割り」や、「支える側」「支えられる側」といった関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や地域資源の様々なつながりを通じて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、それを実現する地域を創っていく社会のことです。

本市では、地域福祉計画の中で「西東京市版地域共生社会」を次のように定めています。

市に住み・活動する全ての人が支え手側・受け手側と分かれることなく、市民主導のネットワーク活動を基盤に、互いに支え合いながら活躍できる社会のこと。

●地域自立支援協議会

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域の障害福祉サービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。



●地域生活支援拠点等

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支える障害福祉サービス提供体制を構築するものです。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、①「多機能拠点型」（グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約）、②「面的整備型」（建物としての拠点は置かず、既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する）等の整備類型があります。

これまで、本市では、地域自立支援協議会において、「面的整備型」の方策について検討を重ねてきたところです。国より、令和2年度末までの整備が求められていましたが、本市では令和3年度からの段階的な実施に向けて検討を行っています。

●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域での自分らしい暮らしを人生の最期まで継続できるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等の必要な支援・サービスを一体的に利用できるように、地域の様々な資源が連携した包括的な支援・サービス提供体制のことで、

高齢者を対象とした介護保険・高齢者福祉分野において、全国的な取組が進んでおり、本市においても令和7年までの構築を目標としています。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」

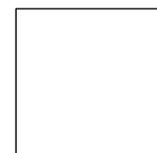
高齢福祉分野における地域包括ケアシステムの考え方を、精神障害のある人へのケアに応用した考え方で、精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育を包括的に提供する体制のことで、

平成29年の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書を受けて、「地域生活中心」という理念を軸としながら、精神障害のある人の一層の地域移行を進めるための地域づくりが重要となっています。

「全世代型地域包括ケアシステム」

高齢者に限らず、乳幼児から高齢者まで、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、あらゆる市民が適切なサービスを適切なタイミングで利用するための、相談からサービスまでの包括的な支援体制のことで、

「西東京市版地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりの実現を目指しています。



●通級指導学級

通常の学級に在籍する小学生が発音の改善のために通うことばの教室です。

●特別支援学級

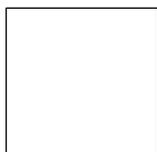
障害による学習上または生活上の困難を有するために、通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童・生徒のために、市立小・中学校（各4校計8校）に設置された学級です。

●特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）が、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育課程を履修するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身に付けることを目的とした学校です。

●特別支援教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする主に発達障害のある児童生徒を対象として、巡回指導教員が指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室です。



【は行】

●発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、人とのコミュニケーションや関わりに難しさが生じることがある ASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）、必要なことに注意を向けることや、じっとしていることが苦手な ADHD（注意欠如の多動性障害）、文字の読み書きや計算が苦手な LD（学習障害）があります。

発達障害の障害者手帳はなく、知的障害のある場合は愛の手帳（療育手帳）を、知的障害のない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得することができます。

●ピアカウンセリング

同じような立場・境遇にある人同士が、対等な立場で悩みや不安を話し合い、お互いの話に共感し合いながら解決策を見付けていくための手法です。

本市では、就学前から高校生の保護者を対象として、障害のある子どもを育てている相談員が相談を受けています。診断はまだついていなくても、子どもの発達に心配がある人の相談もお受けします。

子育てや学校生活についてなど、同じ立場からお話を聞き、一緒に考えます。

●ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定の研修を受けている保護者のことです。保護者に対し、自身の経験を踏まえた共感性のある相談支援（地域資源についての情報提供等）を行うことができます。

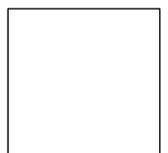
【ら行】

●ライフステージ

人の一生のうち、年代に伴い変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けられます。

●療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。



●レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が一時的に介護から解放され、休息を取れるような支援を行うことを指します。

【わ行】

●ワンストップ

一つの窓口等で、あらゆる種類のサービスや相談に応じることができ、利用者の利便性が高いサービス形態を指します。

【アルファベット】

●ICT

インターネット等の情報通信技術を活用したコミュニケーションや情報収集のことを指します。パソコンによるホームページの閲覧や、スマートフォンやタブレットでのアプリケーションの活用等、ICTを活用したツールは多岐にわたります。

●LLブック

誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことです。

●PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返し、業務を改善していく手法です。

